

# 南茅部地域社会教育施設等 指定管理者処理要項

(指定管理期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日)

函館市教育委員会

生涯学習部南茅部教育事務所

## 目 次

第 1	函館市南茅部プール	1
第 2	函館市運動広場	11
第 3	函館市南茅部スポーツセンター	15
第 4	函館市南茅部市民庭球場	25
第 5	函館市臼尻スキー場	27
第 6	函館市南茅部ふるさと文化公園	31
○	南茅部地域社会教育施設等位置図	35
○	南茅部地域社会教育施設等配置図	36
○	南茅部地域社会教育施設等平面図	44
○	備品一覧表	47
○	各施設の年度別利用者数および使用実績	53

# 第 1 函館市南茅部プール

## 1 管理業務区域

函館市南茅部プール（函館市尾札部町1608番地1）

## 2 管理日程の計画

受託者は、あらかじめ管理業務工程表を提出し、教育委員会の承諾を得るものとする。

## 3 管理作業日報等の提出

作業内容について、作業日報等を提出すること。

## 4 職員の配置等について

### (1) 通常の場合

開館時間中は、常時4名以上の職員を配置すること。

なお、職員は、救助のための最低限の水泳技能を有するとともに、救急法・蘇生法（AEDの操作を含む）を実践できるものを配置すること。

### (2) 学校授業等で利用する場合

教育委員会の許可を得て本来の開館時間外に学校授業等で利用する場合は、通常開館時と同様に4名以上の職員を配置すること

### (3) 危険物取扱者の配置

常勤職員のうち、1名以上は丙種または乙種第4類、甲種のいずれかの危険物取扱者資格を有する者を配置すること。

### (4) 防火管理者の配置

常勤職員のうち、1名以上は、消防法施行令第3条第1項第1号の規定による甲種防火管理の講習を修了した者を配置すること。

### (5) その他

配置職員は、南茅部ふるさと文化公園の職員を兼務することができる。

## 5 管理業務内容

### (1) 施設の維持管理に関すること

#### ① 施設の開・施錠

ア 玄関および各部屋の開・施錠【1回/日】

#### ② 施設の日常清掃等

ア プール棟、採暖室、シャワー室、事務室、監視室、ホール、廊下、風除室、階段、トイレ、更衣室の清掃【1回/日】

イ その他の箇所の清掃【随時】

ウ 駐車場および敷地内のゴミ拾い【1回/日】

#### ③ 緑地の管理

ア 敷地内の草刈りおよび処分（枯葉等の除去を含む）【随時】

イ 敷地内の樹木管理【随時】

#### ④ 施設および備品の破損、汚損箇所の有無の点検および簡易修繕

ア 窓ガラス、自動券売機、プールフローア、備品等の異常の有無の点検等【1回/日】

#### ⑤ 機械の操作

ア ボイラー・空調機・濾過器等の操作【1回/日】

#### ⑥ 環境および衛生管理

- ア 水温の確認・調整【3回/日】
- イ 室温の確認・調整【3回/日】
- ウ 塩素濃度の確認・調整【3回/日】
- エ 濁度の確認【3回/日】
- ⑦ 水質検査および空気環境測定
  - ア 上水試験方法により，水質検査を行い，正常に使用できる状態を維持すること【1回/月】
  - イ 検知管法により，空気環境測定を行い，正常に使用できる状態を維持すること【1回/年】
- ⑧ 備品等の管理
  - ア 自動券売機，プールクリーナー，放送設備等の軽易なメンテナンス，用具庫の整理整頓を行うこと【随時】
- ⑨ 駐車場整理等
  - ア 車両の監視を行うとともに，必要に応じて誘導を行うこと【随時】
  - イ スノーポールを設置・撤去【1回/年】
- ⑩ 管理日誌の記載
  - ア 管理状況，汚損，破損その他特記事項の記録【1回/日】
- ⑪ 定期修繕等
  - ア 空調機塩害除去フィルター取替（AC-1，AC-2）  
…【令和9，11年度】
- ⑫ 保守管理業務
 

プールの適正な運営を図るため，別紙に基づき保守管理業務を行うこと。ただし，法定点検等の管理業務を行う上で，関連する法規がある場合は，それらを遵守すること。

  - ア 消防設備保守点検（消防法第17条の3の3）
  - イ 自家用電気工作物保安管理（電気事業法施工規則第50条）
  - ウ し尿浄化槽保守点検（浄化槽法第8～11条）
  - エ 地下油タンク等定期点検（消防法第14条の3の2）
  - オ 設備機器類保守点検管理
  - カ 定期清掃業務
- ⑬ 利用者の安全管理
 

常時2名以上の監視体制を確保するとともに，市立函館保健所が平成元年7月に作成した「函館市遊泳用プール衛生指導要領」等に基づき利用者にとって安全で快適な施設利用を確保すること。
- (2) 設置の目的に資する事業の実施に関すること
 

住民の各層にわたる，水泳の普及・振興および健康，体力の増進を図ることを目的として，水泳教室等を開催すること。企画にあたっては，教育委員会と協議のうえ決定し，住民周知を図ること。

なお，指導員は，水泳教室の参加人数に応じて適切に対応できる人員を配置すること。
- (3) 利用者に関すること。
  - ① 窓口業務およびサービスの提供に関すること  
利用者への案内，設備および貸出物品の説明
  - ② 施設の使用許可等に関すること  
施設の使用受付，許可等
  - ③ 各種大会・教室等の日程調整に関すること  
学校および競技団体等との大会・教室等に係る会場使用の調整

(4) 報告に関すること

- ① 利用状況等に関すること  
毎月終了後、利用状況報告書および業務実施報告書を作成・提出
- ② 業務実施予定に関すること  
次月の業務実施予定書を作成・提出
- ③ 実績報告書等に関すること  
毎年度終了後、実績報告書および収支報告書の作成・提出
- ④ 自己評価に関すること  
毎年度終了後、自己評価シートの作成・提出
- ⑤ 業務計画書等に関すること  
次年度の業務計画書および収支計画書の作成・提出

(5) 公金収納業務を指定管理者に委託に関すること

- ① 公金の収納に関すること  
使用料の収納および市への払込等

(6) その他の業務に関すること

- ① 災害および事故発生時等の緊急時の対応
- ② 利用者および住民からの意見，要望等への対応  
利用者アンケートの実施および結果報告等
- ③ その他必要な業務 ほか

(7) 環境等への配慮

ゴミの分別と再資源化の推進

## 【別紙】南茅部プールの保守管理業務

### 1 消防設備保守点検業務

#### (1) 設備の概要

- ① 非常放送設備, 消火器, 避難誘導灯, 自動火災報知設備

#### (2) 業務内容

- ① 総合点検【1回/年】
- ② 機能点検【1回/年】

#### (3) 点検項目

別表1「南茅部プール消防設備点検業務内訳」のとおりとする。

実施に当たっては消防用設備等の点検基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）によるものとする。

### 2 自家用電気工作物保安管理業務

#### (1) 設備の概要

##### ① 受電設備

ア 設備容量 150kVA

イ 受電電圧 6.6kV

#### (2) 業務内容

##### ① 月次点検【6回/年】

運転中の施設の点検および測定試験を行う。

絶縁監視(常時)を行うために, 絶縁検出器を受託者乙の負担により設置すること。

(契約の終了等により, 業務を行う必要がなくなった場合においては, 受託者の負担により撤去すること。)

##### ② 年次点検【1回/年】

施設の運転を停止して行う点検および測定試験を行う。

##### ③ 臨時点検

必要に応じてその原因調査のため, 特別な点検を行うものとする。

##### ④ 不良箇所の助言指導, 応急処置の指導, 立入り検査の立会い, 設置・改造等の期間中の需要設備については毎週1回以上の点検・指導を行う。

#### (3) 点検・測定項目

別表2「南茅部プール電気工作物に係る保安業務の点検・測定試験基準」のとおりとする。

### 3 し尿浄化槽保守点検業務

#### (1) 設備の概要

- ① 合併処理浄化槽(接触バッキ式) 112人槽

#### (2) 業務内容

浄化槽の機能維持のため, 下記のとおり保守点検を実施する。

- ① 保守点検【8回/年】
- ② 水質検査【2回/年】
- ③ 消毒薬(次亜塩素酸ソーダ補充)【80kg/年】
- ④ 汚泥調整【24m<sup>3</sup>/年】
- ⑤ モーターオイル補充【4ℓ/年】

#### 4 地下油タンク等定期点検業務

##### (1) 設備の概要

- ① 地下タンク 1基 10,000ℓ
- ② 注入管, 通気管, 戻り管, 吸引管

##### (2) 業務内容

消防法および危険物の規制に関する規則ならびに危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示に基づいて, 微減圧法または微加圧法による点検を行う。

- ① 消防法第14条の3の2に基づく定期点検【1回/年】
- ② 漏えい点検口内(4箇所)の清掃【1回/年】

#### 5 設備機器類保守点検業務

##### (1) 設備の概要

- ① 真空式バコティンヒーター 2基
- ② 自動制御機器
- ③ 循環濾過装置 3基
- ④ 空気調和機 2基
- ⑤ 衛生設備機器
- ⑥ 暖房設備機器

##### (2) 業務内容

労働安全衛生法第45条およびボイラー及び圧力容器安全規則第32条, 67条, 88条, 94条に基づく自主検査等を実施するとともに, 安全かつ効率的にプール機械設備の運用ができるよう, 設備機器類稼動前・稼動中の点検整備, 稼動終了時の水抜き休止処理, 冬期間の設備保守を実施する。

- ① 真空式バコティンヒーター
  - ア 総合点検整備【1回/年】
  - イ バーナー分解点検調整点検【2回/年】
- ② 自動制御機器
  - ア 総合点検整備【1回/年】
  - イ 外観動作確認点検【1回/年】
- ③ 循環濾過装置
  - ア 総合点検整備【1回/年】
  - イ 終了時点検水抜き作業【1回/年】
- ④ 空気調和機
  - ア 総合点検整備【1回/年】
- ⑤ 衛生設備機器
  - ア 器具組立, バルブ切替, タンク等への水張り【1回/年】
  - イ 器具外し, バルブ切替, タンク等の水抜き【1回/年】
  - ウ 不凍液の補充【5回/年】
- ⑥ 暖房設備機器
  - ア 設備機器等の点検(不凍液の補充を含む)【5回/年】

##### (3) 点検項目

別表3「南茅部プール設備機器類保守点検業務内訳」のとおり

#### 6 定期清掃業務

##### (1) 業務内容

- ① 床ワックス塗布【1回/年】 260.30㎡

- ② 内外窓ガラス磨き【1回/年】 533.57㎡
- ③ じゅうたんクリーニング【1回/年】 155.14㎡
- ④ 室内洗淨清掃【1回/年】 988.79㎡
- ⑤ ゴキブリ, 昆虫消毒【1回/年】 274.26㎡

(2) 清掃内容および箇所

別表4「南茅部プール定期清掃業務内訳」のとおり

別表1 南茅部プール消防設備点検業務内訳

区 分	点 検 内 容 項 目	点 検 種 類	
		総 合	機 能
非常放送設備	放送用アンプ	1	1
	リモートマイク		
	スピーカー（片面）		
	スピーカー（両面）		
漏電火災警報器	受信機（ZCT含む）		
屋内消火栓設備	ポンプモーター		
	呼水装置		
	起動スイッチ		
	表示灯		
	音響装置		
	制御盤		
	屋内消火栓		
	※放水テスト		
	※配線点検		
	非常電源		
避難器具	救助袋（垂直式3階）		
	救助袋（垂直式4階）		
	救助袋（斜降式3階）		
	救助袋（斜降式4階）		
	避難はしご		
消火器	A B C粉末消火器 4型外観点検		
	A B C粉末消火器 6型外観点検		
	A B C粉末消火器10型外観点検	9	9
	A B C粉末消火器20型外観点検	2	2
避難誘導灯	避難誘導灯	6	6
防火・防排煙設備	※防火シャッター		
	※防火扉		
	※連動制御板		
	※単独制御板		
	※煙感知器		
自家発電設備	ディーゼルエンジン		
	交流発電機		
	自動始動装置		
	始動用直流電源装置		
	燃料、水タンク、配管		
	※作動試験（総合点検のみ）		
	※配線試験（総合点検のみ）		
非常警報装置	主装置（複合型含む）		
	起動装置		
	音響装置		
	表示灯		
自動火災報知設備	基本料金	1	1
	副受信機		
	差動式スポット型感知器	9	9
	定温式スポット型感知器	22	22
	煙感知器	6	6
	発信機	2	2
	電鈴		
	表示灯	2	2
	差動式分布型感知器 消火栓連動装置		

別表2 南茅部プール電気工作物に係る保安業務の点検・測定試験基準  
保安規程（点検・測定試験基準）

電 気 工 作 物	項 目	種 別			
		月次点検	年次点検	臨時点検	
受電設備・校内電線路2次変電所含む	引込線および支持物	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定	○ ○ ○	○ ○ ○	異常の発生または発生するおそれのある場合
	遮断器 開閉器	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 絶縁油試験 動作試験	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
	母線，計器用変成器 断路器，コンデンサ 避雷器	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定	○ ○ ○	○ ○ ○	
	変圧器	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 絶縁油試験	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	
	配電盤および 制御装置	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 継電器動作試験 継電器特性試験	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
	接地装置	外観点検 観察点検 接地抵抗測定	○ ○ ○	○ ○ ○	
電気使用場所	電動機，照明装置 配線および配線器具 その他の機器類	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 ※絶縁監視	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	(常時)

(注) 上表のうち，該当する電気工作物の項目を実施するものとする。

- (注) 1 外観点検とは，電源を遮断しない状態において梯子その他の器具を用いなくて安全に到達できる範囲内でもっとも見やすい箇所から目視（以下必要に応じ簡単携帯計器の使用を含む）などにより，電気工作物を点検することをいう。
- 2 観察点検とは，電源を遮断した状態において，容易に到達出来る範囲内でもっとも見やすい箇所から目視のほか触手などにより電気工作物を点検することをいう。  
ただし，柱上設備など高所に施設され，触手することが困難な電気工作物については，必要に応じて双眼鏡を用いて点検する。
- 3 ※印を付した項目は絶縁監視装置（以下，絶監という）設置しているので絶監の動作記録に代えることがある。

### 別表3 南茅部プール設備機器類保守点検業務内訳

◎ 保守点検業務内容 1 真空式パコティンヒーター保守点検

- (1) アワー・メーター記録点検
- (2) 本体関係点検
  - ① 熱媒水位確認
  - ② 真空度確認
- (3) バーナー関係点検
  - ① ストレーナー清掃
  - ② 燃料ポンプ油圧点検・調整
  - ③ 送風機点検
  - ④ スロート(エアークーン)点検
  - ⑤ ディフューザー点検
  - ⑥ ノズル点検・清掃
  - ⑦ 電極棒点検
  - ⑧ フレームアイ点検
  - ⑨ ダンパーモーター作動確認
- (4) 安全装置
  - ① 失火遮断点検
  - ② 温度調節器作動確認
  - ③ 過熱防止用温度ヒューズ点検
- (5) その他点検・調整・記録
  - ① 点火状態
  - ② CO<sub>2</sub> % 全力
  - ③ 炉内圧 全力
  - ④ スモークテストNo. 全力
  - ⑤ 空気ダンパー開度
  - ⑥ 排ガス温度 °C 全力
  - ⑦ 燃料漏れチェック
  - ⑧ 排気筒出口圧 全力
  - ⑨ 抽気ポンプ作動確認
  - ⑩ 温水出口温度チェック

2 自動制御機器保守点検

1. 室内形サーモスタット	T631A	2	台
2. 温度調節器	T6065A	1	台
3. 温度調節器	T675A-D	2	台
4. 埋込形温度検出器	T675A-D	1	台
5. 温度検出器(防湿タイプ)	T7090D(S)	1	台
6. マルチサーモケース	TY110A	1	台
7. P T 測温抵抗体	TY7700B31F	1	台
8. 挿入型温度検出器	TY7800C	2	台
9. P T 測温抵抗体	TY7701B16F	8	台
10. トランス	AT72-J1	6	台
11. トランス	ATN416J2	4	台
12. 補助リレー		4	台
13. 切換スイッチ	SW	1	台
14. 感震装置	V725	1	台
15. 排煙濃度計	ST-300	1	台
16. 油面計	EL-4332	1	台
17. ローリーアース	RE-SS	1	台
18. 液面調節器	SL-42	1	台
19. Hi セレクタ	RY7910H	3	台
20. モータードライバー	NR796A	2	台
21. デジタル指示調節器	R20-0D	2	台
22. デジタル指示調節器	R30-2G	2	台
23. デジタル指示調節器	R20-5G	4	台
24. デジタル指示調節器	R30-2G	5	台

25. ダンパ操作器	MY6040A	9	台
26. モジュルトロールモーター	M904F	10	台
27. 三方弁	V5065A	10	台
28. 自動制御盤 CP-1		1	面
29. 自動制御盤 CP-2		1	面
30. 遠方発停盤		1	面

3 濾過装置保守点検

(1) 総合定期点検整備

- ① 砂濾過装置(機内洗浄・タンク内濾過砂充填状況確認)
- ② ポンプグラウンドパッキン(点検取り替え)
- ③ 次亜塩注入装置(分解・調整・作動点検)
- ④ 残留塩素計(零点スパン調整・作動点検)
- ⑤ 関連機器(作動点検)

(2) 終了時点検水抜き作業

- ① 砂濾過装置(タンク内濾過砂充填状況確認)
- ② ポンプグラウンドパッキン(点検取り替え)
- ③ 次亜塩注入装置(分解・調整)
- ④ 残留塩素計(零点スパン調整)
- ⑤ 関連機器(分解・調整)

4 空気調和機保守点検

- ① ファン及びモーター軸受異音、発熱の有無
- ② グリスアップ、Vベルト摩耗の有無及び芯出し調整
- ③ モーター異音、発熱、振動、絶縁、運転電流値点検
- ④ プレフィルター清掃点検、除塩フィルター点検

5 衛生設備水張り・水抜き作業

- ・ バルブ切替え、器具取外し・取付け
  - ・ ポンプ・熱交換器・水トラップ・シャワーの水抜き
  - ・ 残水箇所不凍液注入
- ④ 受水槽(4.8t)・バランシングタンク(2.4t)水抜き水張り洗浄

6 暖房設備システム不凍液充填管理

- ・ システム不凍液充填管理
- ・ システムエア抜き

7 保守点検の時期 委託者の指示に従うこと。

8 臨時点検

異常の発生又は発生するおそれのある場合は、必要に応じて原因調査のため、特別な点検を行うこと。

9 不良箇所の改修指示及び助言

必要に応じてその都度、書面をもって行うこと。

10 報告書を提出

各業務ごと、保守点検終了後報告書を提出すること。

11 冬期間の保守点検 月1回行うこと。

別表 4 南茅部プール定期清掃業務内訳

(単位: m<sup>2</sup>)

清掃内容 清掃対象室		床面積	床面ワックス塗布	じゅうたんクリーニング	室内洗浄 清掃	館内ゴキブリ・昆虫 消毒	内外ガラス磨き
1階	風除室・玄関	32.91	—	○ 13.55	—	—	○ 34.97
	玄関ホール・休憩ホール	117.59	—	○117.59	—	—	○160.90
	事務所・監視室	33.78	○33.78	—	—	—	○ 19.03
	湯沸室	3.71	○ 3.71	—	—	—	—
	プール室	842.85	—	—	○842.85	—	○237.81
	便所(男女)	18.91	○18.91	—	—	○ 18.91	○ 0.27
	器具庫	18.87	—	—	—	○ 18.87	—
	採暖室	10.30	—	—	○ 10.30	○ 10.30	○ 6.17
	更衣室(男女【含便所】)	89.56	—	—	○ 89.56	○ 89.56	○ 3.16
	身障者用更衣室・便所	11.47	—	—	○ 11.47	○ 11.47	○ 0.13
	シャワー室(男女)	34.61	—	—	○ 34.61	○ 34.61	○ 3.88
	廊下	47.05	○23.05	○ 24.00	—	—	○ 8.52
	階段	10.31	○10.31	—	—	—	—
機械室	90.54	—	—	—	○ 90.54	—	
2階	ミーティング室	41.45	○41.45	—	—	—	○ 13.79
	トレーニング室	49.48	○49.48	—	—	—	○ 14.07
	空調機スペース	27.22	—	—	—	—	—
	空調機械室	49.48	—	—	—	—	—
	電気室	28.69	—	—	—	—	—
	機械室上部(受水槽室)	28.69	—	—	—	—	—
	廊下	79.61	○79.61	—	—	—	○ 30.87
延べ床面積合計 (m <sup>2</sup> )		1,667.8					
業務作業面積合計 (m <sup>2</sup> )		2,212.06	260.30	155.14	988.79	274.26	533.57

備考 ○印は年1回実施

## 第2 函館市南茅部運動広場

### 1 管理業務区域

函館市南茅部運動広場（函館市川汲町1657番地ほか）

### 2 管理日程の計画

受託者は、あらかじめ管理業務工程表を提出し、教育委員会の承諾を得るものとする。

### 3 管理作業日報等の提出

作業内容について、作業日報等を提出すること。

### 4 職員の配置について

利用申請があった場合、常時1名以上の職員を配置し、その他の場合は、施設利用に支障が生じないように職員を配置すること。

なお、職員は、救急法・蘇生法（AEDの操作を含む）を実践できるものを配置すること。

（人件費算定）

週5日 9時間勤務（含休憩1時間）

### 5 管理業務内容

#### （1）施設の維持管理に関すること

##### ① 施設の開・施錠

ア 管理室、トイレ、休憩所、器具庫、野球場の開・施錠【1回/日】

##### ② 施設の日常清掃等

ア 管理室、トイレ、休憩所、器具庫、野球場の清掃【1回/日】

イ 駐車場および敷地内のゴミ拾い【1回/日】

##### ③ 緑地の管理

ア 敷地内の草刈りおよび処分（枯葉等の除去を含む）【随時】

イ 敷地内の樹木管理【随時】

##### ④ 施設および備品の破損、汚損箇所の有無の点検および簡易修繕

ア グラウンドフェンス、バックネット、観覧席、備品等の異常の有無の点検等【1回/日】

##### ⑤ 野球場の整備

ア 不陸均し（スポーツトラクターによるレーキがけ、転圧、ブラシ掛け等）【2～3/週】

イ 散水【随時】

ウ 雑草の除去【随時】

エ 外野の芝刈り作業【1～2/週】

オ 土および砂の補充【随時】

カ 内野部分シート設置・撤去作業【1回/年】

キ 側溝等の泥あげ【随時】

##### ⑥ 備品等の管理

ア 草刈り機、スポーツトラクター、放送設備等の軽易なメンテナンス、器具庫の整理整頓を行うこと【随時】

- ⑦ し尿収集
  - ア トイレの汲み取りを行うこと【1回/年】
- ⑧ 駐車場整理等
  - ア 車両の監視を行うとともに、必要に応じて誘導を行うこと【随時】
- ⑨ 管理日誌の記載
  - ア 管理状況、汚損、破損その他特記事項の記録【1回/日】
- ⑩ 保守管理業務
  - 運動広場の適正な運営を図るため、別紙に基づき緑地および樹木の管理業務を行うこと。
- ⑪ 利用者の安全管理
  - 利用者にとって安全で快適な施設利用を確保すること。

## (2) 利用者に関すること

- ① 窓口業務およびサービスの提供に関すること
  - 利用者への案内、設備および貸出物品の説明
- ② 施設の使用許可等に関すること
  - 施設の使用受付、許可等
- ③ 各種大会・教室等の日程調整に関すること
  - 学校および競技団体等との大会・教室等に係る会場使用の調整

## (3) 報告に関すること

- ① 利用状況等に関すること
  - 毎月終了後、利用状況報告書および業務実施報告書を作成・提出
- ② 業務実施予定に関すること
  - 次月の業務実施予定書を作成・提出
- ③ 実績報告書等に関すること
  - 毎年度終了後、実績報告書および収支報告書の作成・提出
- ④ 自己評価に関すること
  - 毎年度終了後、自己評価シートの作成・提出
- ⑤ 業務計画書等に関すること
  - 次年度の業務計画書および収支予算書の作成・提出

## (4) 公金収納業務を指定管理者に委託に関すること

- ① 公金の収納に関すること
  - 使用料の収納および市への払込等

## (5) その他の業務に関すること

- ① 災害および事故発生時等の緊急時の対応
- ② 利用者および住民からの意見、要望等への対応
  - 利用者アンケートの実施および結果報告等
- ③ その他必要な業務 ほか

## (6) 環境等への配慮

- ゴミの分別と再資源化の推進

【別紙】南茅部運動広場の保守管理業務

1 緑地および樹木管理業務

(1) 業務内容

① 樹木剪定

樹木の剪定については3年周期で行い、各年度ごとの剪定場所等については、市と協議すること。

剪定後に出た枝等は処分すること。

樹種に応じた樹形を保つため、樹形全体のバランスを考えながら、剪定すること。

ア ゴヨウマツ (12本)

イ ヤエザクラほか 幹周=60cm以上90cm未満 (9本)

ウ " 幹周=90cm以上 (8本)

エ オンコ・ツツジ類 一式 (ツツジ(60本)・オンコ(3本))

② 目土工【1回/年】

目土は植物の根茎、ガレキ等がなく、必要に応じてふるい分けしたものをを用いること。

芝生種子は目土散布前に、芝生剥げ等、生育状態不良箇所を重点に播種すること。土壤改良材は目土散布前に、芝生全面に散布すること。

目土は所定の厚さに、レーキやスチールマット等を用いて、むらなく均一に十分すり込むこと。

ア 球場内の芝 6,937㎡

使用材料	使用量
山砂	1㎡当り t=5mm
土壤改良材(パールフミン)	1㎡当り 100g
芝生種子(ケンタッキーブルーグラス)	1㎡当り 10g

③ 肥料散布【2回/年】

肥料散布にあたっては、所定の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布すること。

ア 球場内の芝 6,937㎡

使用肥料名 有機化成肥料(スノーユーク)

使用量 1㎡当り 50g

④ 殺虫剤散布【1回/年】

殺虫剤散布にあたっては、薬剤を規定の濃度に希釈し、芝生面にむらのないよう散布すること。

ア 球場内の芝 6,937㎡

使用薬剤名 ダイアジノン乳剤(800倍液)

散布量 1㎡当り 3.0ℓ

⑤ 除草剤散布【2回/年】

除草剤散布にあたっては、薬剤を規定の濃度に希釈し、対象雑草にむらのないよう散布すること

ア 球場内・外の芝、競技場周辺の芝 15,107㎡

使用薬剤名 除草剤(トリメックF)(200倍液)

散布量 1㎡当り 0.1ℓ

⑥ その他

球場内の芝生については、生育状況を把握し芝生に異常が見受けられる場合は、原因を調査し芝生保護に努めること。

## 第3 函館市南茅部スポーツセンター

### 1 管理業務区域

函館市南茅部スポーツセンター（函館市白尻町604番地1）

### 2 管理日程の計画

受託者は、あらかじめ管理業務工程表を提出し、教育委員会の承諾を得るものとする。

### 3 管理作業日報等の提出

作業内容について、作業日報等を提出すること。

### 4 職員の配置等について

#### (1) 職員の配置

開館時間中は、施設利用に支障が生じないように、常時1名以上の職員を配置し、その他については、施設利用に支障が生じないように、職員を配置すること。なお、配置職員は、救急法・蘇生法（AEDの操作を含む）を実践できること。

#### (2) 危険物取扱者の配置

常勤職員のうち、1名以上は丙種・乙種第4類・甲種危険物取扱者免状のいずれかの資格を有する者を配置すること。

#### (3) 防火管理者の配置

常勤職員のうち、1名以上は、消防法施行令第3条第1項第1号の規定による甲種防火管理の講習を修了した者を配置すること。

#### (4) その他

配置職員は、南茅部市民庭球場の職員を兼務することができる。

### 5 管理業務内容

#### (1) 施設の維持管理に関すること

##### ① 施設の開・施錠

ア 玄関および各部屋の開・施錠【1回/日】

##### ② 施設の日常清掃等

ア 事務室，アリーナ，柔剣道室，トイレ，更衣室，玄関，ホールの清掃【1回/日】

イ その他の箇所の清掃【随時】

ウ 駐車場および敷地内のゴミ拾い【1回/日】

##### ③ 除雪作業

ア 玄関および建物付近の除雪【随時】

イ 駐車場の除雪【随時】

##### ④ 緑地の管理

ア 敷地内の草刈りおよび処分（枯葉等の除去を含む）【随時】

イ 敷地内の樹木管理【随時】

##### ⑤ 施設および備品の破損，汚損箇所の有無の点検および簡易修繕

ア 窓ガラス，トレーニングマシン，備品等の異常の有無の点検等【1回/日】

##### ⑥ 機械の操作および点検

ア ボイラー・空調機等の操作および点検【1回/日】

⑦ 備品等の管理

ア トレーニングマシン、バスケットゴール、放送設備等の軽易なメンテナンス、用具庫の整理整頓を行うこと【随時】

⑧ 駐車場整理等

ア 車両の監視を行うとともに、必要に応じて誘導を行うこと【随時】

イ スノーポールの設置・撤去【1回/年】

⑨ 管理日誌の記載

ア 管理状況、汚損、破損その他特記事項の記録【1回/日】

⑩ 定期修繕等

ア ウレタン塗装【令和9年度、11年度】

⑪ 保守管理業務

スポーツセンターの適正な運営を図るため、別紙に基づき、以下の保守管理業務を行うこと。ただし、法定点検等の管理業務を行う上で、関連する法規がある場合は、それらを遵守すること。

ア 消防設備保守点検（消防法第17条の3の3）

イ 自家用電気工作物保安管理（電気事業法施工規則第50条）

ウ し尿浄化槽保守点検（浄化槽法第8～11条）

エ 地下油タンク等定期点検（消防法第14条の3の2）

オ 防火対象物定期点検（消防法第8条の2の2）

カ 自動扉保守点検

キ ボイラー保守点検

ク 定期清掃業務

ケ 緑地および樹木管理業務

コ 体育器具保守点検業務

⑫ 利用者の安全管理

利用者にとって安全で快適な施設利用を確保すること。

(2) 利用者に関すること

① 窓口業務およびサービスの提供に関すること

利用者への案内、設備および貸出物品の説明

② 施設の使用許可等に関すること

施設の使用受付、許可等

③ 各種大会・教室等の日程調整に関すること

学校および競技団体等との大会・教室等に係る会場使用の調整

(3) 報告に関すること

① 利用状況等に関すること

毎月終了後、利用状況報告書および業務実施報告書を作成・提出

② 業務実施予定に関すること

次月の業務実施予定書を作成・提出

③ 実績報告書等に関すること

毎年度終了後、実績報告書および収支報告書の作成・提出

④ 自己評価に関すること

毎年度終了後、自己評価シートの作成・提出

⑤ 業務計画書等に関すること

次年度の業務計画書および収支予算書の作成・提出

(4) 公金収納業務を指定管理者に委託に関すること

- ① 公金の収納に関すること  
使用料の収納および市への払込等
- (5) その他の業務に関すること
  - ① 災害および事故発生時等の緊急時の対応
  - ② 利用者および住民からの意見，要望等への対応  
利用者アンケートの実施および結果報告等
  - ③ その他必要な業務 ほか
- (6) 環境等への配慮  
ゴミの分別と再資源化の推進

## 【別紙】南茅部スポーツセンターの保守管理業務

### 1 消防設備保守点検業務

#### (1) 設備の概要

- ① 非常放送設備，屋内消火栓設備，消火器，避難誘導灯，自家発電設備，自動火災報知設備

#### (2) 業務内容

- ① 総合点検【1回／年】
- ② 機能点検【1回／年】

#### (3) 点検項目

別表5「南茅部スポーツセンター消防設備点検業務内訳」のとおりとする。

実施に当たっては消防用設備等の点検基準および消防用設備等点検の結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）によるものとする。

### 2 自家用電気工作物保安管理業務

#### (1) 設備の概要

- ① 受電設備
  - ア 設備容量 105 kVA
  - イ 受電電圧 6.6 kV
  - ウ 非常用予備発電設備 20 kVA

#### (2) 業務内容

- ① 月次点検【6回／年】

運転中の施設の点検および測定試験を行う。  
絶縁監視(常時)を行うために，絶縁検出器を受託者乙の負担により設置すること。  
(契約の終了等により，業務を行う必要がなくなった場合においては，受託者の負担により撤去すること。)
- ② 年次点検【1回／年】

施設の運転を停止して行う点検および測定試験を行う。
- ③ 臨時点検  
必要に応じてその原因調査のため，特別な点検を行うものとする。
- ④ 不良箇所の助言指導，応急処置の指導，立入り検査の立会い，設置・改造等の期間中の需要設備については毎週1回以上の点検・指導を行う。

#### (3) 点検・測定項目

別表6「南茅部スポーツセンター電気工作物に係る保安業務の点検・測定試験基準」のとおりとする。

### 3 し尿浄化槽保守点検業務

#### (1) 設備の概要

- ① 合併処理浄化槽（接触バッキ式） 197人槽

#### (2) 業務内容

浄化槽の機能維持のため，下記のとおり保守点検を実施する。

- ① 保守点検【12回／年】
- ② 水質検査【2回／年】
- ③ 消毒薬（次亜塩素酸ソーダ補充）【23kg／年】
- ④ 汚泥調整【10m<sup>3</sup>／年】
- ⑤ モーターオイル補充【4ℓ／年】

#### 4 地下油タンク等定期点検業務

##### (1) 設備の概要

- ① 地下タンク 1基 5,000ℓ
- ② 注入管, 通気管, 戻り管, 吸引管

##### (2) 業務内容

消防法および危険物の規制に関する規則ならびに危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示に基づいて、微減圧法または微加圧法による点検を行う。

- ① 消防法第14条の3の2に基づく定期点検【1回/年】
- ② 漏えい点検口内(4箇所)の清掃【1回/年】

#### 5 防火対象物定期点検業務

##### (1) 施設概要

- ① 1階 事務室, アリーナ, 柔剣道室ほか 2,109.50㎡
- ② 2階 ギャラリー, 機械室 182.40㎡

##### (2) 業務内容

消防法の規定に基づき「防火対象物点検資格者」に点検基準に適合しているかどうかを点検させ、その結果を消防長に報告する。

- ① 消防計画, 消防用設備等, 火を使用する設備の位置・構造及び管理等, 指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱い, 指定可燃物等の貯蔵及び取扱い等の定期点検【1回/年】

#### 6 自動扉保守点検業務

##### (1) 設備の概要

- ① 円形引分自動扉(正面玄関出入口) 2基(寺岡製200KDC)
- ② 片引自動扉(身障者用トイレ) 1基(寺岡製60KLTD)

##### (2) 業務内容

- ① 駆動装置, 制御装置, 扉懸架装置, 操作部, 検出装置, 電気等の保守点検【4回/年】

#### 7 ボイラー保守点検業務

##### (1) 設備の概要

- ① 真空式ヒーター 1基(昭和SSSヒーター・真空式CV-400AH)

##### (2) 業務内容

労働安全衛生法第45条およびボイラー及び圧力容器安全規則第32条, 67条, 88条, 94条に基づく自主検査等を実施するとともに, 安全かつ効率的に運用できるよう, 保守点検を実施する。

- ① 燃焼室・煙導清掃【1回/年】
- ② 水室部・自動制御および真空漏れ等の点検【4回/年】
- ③ セクション外観部および熱交換器等の点検【4回/年】
- ④ オイルバーナー分解清掃および機能調整【4回/年】
- ⑤ その他, 機器部品等の点検調整【4回/年】

#### 8 定期清掃業務

##### (1) 業務内容

- ① 床ワックス塗布【2回/年】 744.43㎡

- ② 内外窓ガラス磨き【2回/年】 451.37㎡
- ③ じゅうたんクリーニング【1回/年】 36.77㎡

(2) 清掃内容および箇所

別表7「南茅部スポーツセンター定期清掃業務内訳」のとおり

9 緑地および樹木管理業務

(1) 業務内容

① 樹木剪定【1回/年】

剪定後に出た枝等は処分すること。

樹種に応じた樹形を保つため、樹形全体のバランスを考えながら、剪定すること。

② 樹木施肥【1回/年】

高木樹木施肥は、樹木の幹を中心に、葉張り外周線下に縦穴を掘り所定の肥料を入れ覆土する。

低木樹木施肥は、樹木の根元に均一に散布する。

使用材料 固形肥料（まるやま1号）【高木】

ケイフン【低木】

③ 樹木薬剤散布【1回/年】

樹木薬剤散布にあたっては、薬剤を規定の濃度に希釈し、樹木葉面にむらのないよう散布すること。

使用材料 スミチオン乳剤（1,000倍液）

①～③の対象樹木

ア モンタナハイマツ（95㎡）

イ ツツジ類（137株）

ウ オンコ円錐形（75株）

エ マツ類（9本）

オ オンコ（4本）

④ 除草剤散布【1回/年】

除草剤散布にあたっては、薬剤を規定の濃度に希釈し、対象雑草にむらのないよう散布すること。

ア 敷地面積：8,000㎡（法面、花壇、庭球場周辺を含む）

使用薬剤名 除草剤（トリメックF）（200倍液）

散布量 1㎡当り 0.1ℓ

10 体育器具保守点検業務

(1) 業務内容

電気系統・油圧系統・損耗部分などの機能の点検を実施し、安全かつ効率的に運用できるよう、保守点検を実施する。

① 移動式バスケットゴールの保守点検【1回/年】 2基（セノー社製）

② トレーニングキット等の保守点検【1回/年】 1式（セノー社製ほか）

ア 連結式コンビネーションマシーン 1基

イ ステアマスター 1台

ウ ジョグウォーカー 2台

エ エアロバイク 2台

- オ ツイストマシン 1台
- カ アブドミナルボード 1基

## 11 ウレタン塗装業務

### (1) 業務内容

- ① ウレタン塗装【令和9年度, 11年度】 1, 268.42㎡
  - ア ステージ, アリーナ 1, 026.22㎡
  - イ 柔剣道室 242.20㎡
- ② 床面破損箇所およびコートライン補修【令和9年度, 11年度】  
1, 268.42㎡
  - ア ステージ, アリーナ 1, 026.22㎡
  - イ 柔剣道室 242.20㎡

別表5 南茅部スポーツセンター消防設備点検業務内訳

点 検 内 容		点 検 種 類	
区 分	項 目	総 合	機 能
非常放送設備	放送用アンプ	1	1
	リモートマイク		
	スピーカー（片面）	18	18
	スピーカー（両面）		
漏電火災警報器	受信機（ZCT含む）		
屋内消火栓設備	ポンプモーター	1	1
	呼水装置	1	1
	起動スイッチ	4	4
	表示灯		
	音響装置		
	制御盤	1	1
	屋内消火栓	4	4
	※放水テスト	1	
	※配線点検	1	
非常電源			
避難器具	救助袋（垂直式3階）		
	救助袋（垂直式4階）		
	救助袋（斜降式3階）		
	救助袋（斜降式4階）		
	避難はしご		
消火器	A B C粉末消火器 4型外観点検		
	A B C粉末消火器 6型外観点検		
	A B C粉末消火器 10型外観点検	18	18
	A B C粉末消火器 20型外観点検		
避難誘導灯	避難誘導灯	13	13
防火・防排煙設備	※防火シャッター		
	※防火扉		
	※連動制御板		
	※単独制御板		
	※煙感知器		
自家発電設備	ディーゼルエンジン	1	1
	交流発電機	1	1
	自動始動装置	1	1
	始動用直流電源装置	1	1
	燃料、水タンク、配管	1	1
	※作動試験（総合点検のみ）	1	
	※配線試験（総合点検のみ）	1	
非常警報装置	主装置（複合型含む）		
	起動装置		
	音響装置		
	表示灯		
自動火災報知設備	基本料金	1	1
	副受信機		
	差動式スポット型感知器	31	31
	定温式スポット型感知器	10	10
	煙感知器	12	12
	発信機	4	4
	電鈴	5	5
	表示灯	4	4
	差動式分布型感知器	6	6
消火栓連動装置	1	1	

別表2 南茅部スポーツセンター電気工作物に係る保安業務の点検・測定試験基準  
保安規程（点検・測定試験基準）

	電気工作物	項目	種 別		
			月次点検	年次点検	臨時点検
受電設備・校内電線路2次変電所含む	引込線および支持物	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定	○	○ ○ ○	異常の発生または発生するおそれのある場合
	遮断器 開閉器	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 絶縁油試験 動作試験	○	○ ○ ○ ○	
	母線，計器用変成器 断路器，コンデンサ 避雷器	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定	○	○ ○ ○	
	変圧器	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 絶縁油試験	○	○ ○ ○	
	配電盤および 制御装置	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 継電器動作試験 継電器特性試験	○	○ ○ ○ ○	
	接地装置	外観点検 観察点検 接地抵抗測定	○	○ ○ ○	
電気使用場所	電動機，照明装置 配線および配線器具 その他の機器類	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 ※絶縁監視	○    (常時)	○ ○ ○ ○	
非常用予備発電装置	内燃機関	外観点検 観察点検 起動試験	○  ○	○ ○ ○	
	発電装置	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	○	○ ○ ○	
	開閉器 その他の電気機器	受電設備に同じ			

(注) 上表のうち、該当する電気工作物の項目を実施するものとする。

(注) 1 外観点検とは、電源を遮断しない状態において梯子その他の器具を用いないで安全に到達できる範囲内でもっとも見やすい箇所から目視（以下必要に応じ簡易携帯計器の使用を含む）などにより、電気工作物を点検することをいう。

2 観察点検とは、電源を遮断した状態において、容易に到達出来る範囲内でもっとも見やすい箇所から目視のほか触手などにより電気工作物を点検することをいう。ただし、柱上設備など高所に施設され、触手することが困難な電気工作物については、必要に応じて双眼鏡を用いて点検する。

3 ※印を付した項目は絶縁監視装置（以下、絶監という）設置しているので絶監の動作記録に代えることがある。

別表7 南茅部スポーツセンター定期清掃業務内訳

(単位：㎡)

清掃内容 清掃対象室		床面積	床面ワックス 塗布	じゅうたんク リーニング	内外ガラス磨き
1階	風除室・玄関	24.49	—	—	○ 50.26
	事務所・資料室	56.68	○ 56.68	—	○ 10.74
	控室	36.77	—	△ 36.77	○ 3.28
	湯沸スペース	7.02	○ 7.02	—	○ 0.58
	シャワー室	70.96	○ 70.96	—	○ 0.27
	便所(男女・障害者)	52.00	○ 52.00	—	—
	談話室・廊下・特産物展示室	301.77	○ 301.77	—	○ 36.50
	トレーニング室兼研修室	74.55	○ 74.55	—	○ 10.53
	ボイラー室	89.56	—	—	—
	柔剣道室	242.20	—	—	○ 17.40
	アリーナ	949.39	—	—	○ 306.58
	ステージ	76.83	—	—	—
	放送室	23.75	○ 23.75	—	○ 1.44
	用具庫	65.65	—	—	—
器具室	37.88	—	—	○ 13.79	
2階	ギャラリー・階段	157.70	○ 157.70	—	—
	機械室	24.70	—	—	—
延べ床面積合計(㎡)		2,291.90			
業務作業面積合計 (㎡)	年/1回	36.77		36.77	
	年/2回	1,195.80	744.43		451.37

備考 ○印は年2回実施 △印は年1回実施

## 第4 函館市南茅部市民庭球場

### 1 管理業務区域

函館市南茅部市民庭球場（函館市白尻町327番地3）

### 2 管理日程の計画

受託者は、あらかじめ管理業務工程表を提出し、教育委員会の承諾を得るものとする。

### 3 管理作業日報等の提出

作業内容について、作業日報等を提出すること。

### 4 職員の配置について

南茅部スポーツセンターに配置される職員が受付、施設の維持管理等を兼務できる。

### 5 管理業務内容

#### (1) 施設の維持管理に関すること

##### ① 施設の開・施錠

ア 庭球場の開・施錠【1回/日】

##### ② 施設の日常清掃等

ア コート内落ち葉等の除去清掃【1回/日】

イ 敷地内のゴミ拾い【1回/日】

##### ③ 緑地の管理

ア 敷地内の草刈りおよび処分【随時】

##### ④ ネットの設置・撤去

ア A・Bコート区分けネットの設置・撤去【1回/年】

イ 競技用ネットの設置・撤去【1回/年】

##### ⑤ 施設および備品の破損，汚損箇所の有無の点検および簡易修繕

ア 審判台，ベンチ，備品等の異常の有無の点検等【1回/日】

##### ⑥ 備品等の管理

ア 用具庫の整理整頓【随時】

##### ⑦ 管理日誌の記載

ア 管理状況，汚損，破損その他特記事項の記録【1回/日】

##### ⑧ 利用者の安全管理

利用者にとって安全で快適な施設利用を確保すること。

#### (2) 利用者に関すること

##### ① 窓口業務およびサービスの提供に関すること

利用者への案内，設備および貸出物品の説明

##### ② 施設の使用許可等に関すること

施設の使用受付，許可等

##### ③ 各種大会・教室等の日程調整に関すること

学校および競技団体等との大会・教室等に係る会場使用の調整

(3) 報告に関すること

- ① 利用状況等に関すること  
毎月終了後、利用状況報告書および業務実施報告書を作成・提出
- ② 業務実施予定に関すること  
次月の業務実施予定書を作成・提出
- ③ 実績報告書等に関すること  
毎年度終了後、実績報告書および収支報告書の作成・提出
- ④ 自己評価に関すること  
毎年度終了後、自己評価シートの作成・提出
- ⑤ 業務計画書等に関すること  
次年度の業務計画書および収支予算書の作成・提出

(4) 公金収納業務を指定管理者に委託に関すること

- ① 公金の収納に関すること  
使用料の収納および市への払込等

(5) その他の業務に関すること

- ① 災害および事故発生時等の緊急時の対応
- ② 利用者および住民からの意見，要望等への対応  
利用者アンケートの実施および結果報告等
- ③ その他必要な業務 ほか

(6) 環境等への配慮

ゴミの分別と再資源化の推進

## 第5 函館市臼尻スキー場

### 1 管理業務区域

函館市臼尻スキー場（函館市臼尻町593番地1）

### 2 管理日程の計画

受託者は、あらかじめ管理業務工程表を提出し、教育委員会の承諾を得るものとする。

### 3 管理作業日報等の提出

作業内容について、作業日報等を提出すること。

### 4 職員の配置について

リフトを運行する際は、常時2名以上の職員を配置し、ナイター（午後6時から午後9時まで）についてはゲレンデのパトロールとして、さらに1名以上の職員を配置する。その他については、施設管理に支障を生じないように、職員を配置すること。

リフトを運行する際は、常時2名以上の職員を配置し、ナイター（午後6時から午後9時まで）についてはゲレンデのパトロールとして、さらに1名以上の職員を配置する。

なお、職員は、救助のための最低限のスキー技能を有するとともに、救急法・蘇生法（AEDの操作を含む）を実践できるものを配置すること。

### 5 管理業務内容

#### (1) 施設の維持管理に関すること

#### ① 施設の開・施錠

ア ロッジ、監視小屋の開・施錠【1回/日】

#### ② 施設の日常清掃等

ア ロッジ・監視小屋の清掃【1回/日】

イ 敷地内のゴミ拾い【1回/日】

#### ③ 除雪作業

ア ロッジ付近、監視小屋付近の除雪【随時】

イ 駐車場の除雪【随時】

#### ④ 緑地の管理

ア 敷地内の草刈り【随時】

イ 敷地内の樹木管理【随時】

#### ⑤ リフト（ロープ塔）の管理

ア ワイヤロープおよびティーパーの設置・撤去【1回/年】

#### ⑥ リフトの運行

ア リフトの運転・停止操作【1回/日】

#### ⑦ 施設および備品の破損、汚損箇所の有無の点検および簡易修繕

ア ゲレンデ状況、リフト、ナイター照明、備品等の異常の有無の点検等【1回/日】

- ⑧ 施設および備品の破損，汚損箇所の有無の点検および簡易修繕
  - ア スノーモービルによる圧雪作業等【1回／日】
  - イ 安全ネットの設置・撤去【1回／年】
  - ウ 安全マットの設置・撤去【1回／年】
  - エ グレンデ内側溝等への雪の補充【随時】
- ⑨ 備品等の管理
  - ア スノーモービル，リフト，放送設備等の軽易なメンテナンス，地下室の整理整頓【随時】
- ⑩ し尿収集
  - ア トイレの汲み取りを行うこと【1回／年】
- ⑪ 駐車場の整理等
  - ア 車両の監視を行うとともに，必要に応じて誘導を行うこと【随時】
- ⑫ 管理日誌の記載
  - ア 管理状況，汚損，破損その他特記事項の記録【1回／日】
- ⑬ 開場の可否の決定
  - ア グレンデ状況および天候により，スキー場の開場の可否を判断し，教育委員会へ報告すること【随時】
- ⑭ 保守管理業務
  - スキー場の適正な運営を図るため，別紙に基づきリフト（ロープ塔）の保守点検を行うこと。
- ⑮ 利用者の安全管理
  - 利用者にとって安全で快適な施設利用を確保すること。

## （2）利用者に関すること

- ① 窓口業務およびサービスの提供に関すること
  - 利用者への案内，設備および貸出物品の説明
- ② 施設の使用許可等に関すること
  - 施設の使用受付，許可等
- ③ 各種大会・教室等の日程調整に関すること
  - 学校および競技団体等との大会・教室等に係る会場使用の調整

## （3）報告に関すること

- ① 利用状況等に関すること
  - 毎月終了後，利用状況報告書および業務実施報告書を作成・提出
- ② 業務実施予定に関すること
  - 次月の業務実施予定書を作成・提出
- ③ 実績報告書等に関すること
  - 毎年度終了後，実績報告書および収支報告書の作成・提出
- ④ 自己評価に関すること
  - 毎年度終了後，自己評価シートの作成・提出
- ⑤ 業務計画書等に関すること

次年度の業務計画書および収支予算書の作成・提出

(4) その他の業務に関すること

- ① 災害および事故発生時等の緊急時の対応
- ② 利用者および住民からの意見，要望等への対応  
利用者アンケートの実施および結果報告等
- ③ その他必要な業務 ほか

(5) 環境等への配慮

ゴミの分別と再資源化の推進

## 【別紙】白尻スキー場の保守管理業務

### 1 リフト保守点検業務

#### (1) 設備の概要

- ① リフト（ロープ塔） 2基（スイス・ボーラー社製）

#### (2) 業務内容

第1・第2リフトの緊張装置および電気系統・乗越検出器などの機能の点検を実施し、安全かつ効率的に運用できるよう、保守点検を実施する。

- ① 原動装置，折返装置，ワイヤーロープ，ハンガー，電気系統等の機能点検

【1回／年】

#### (3) 環境等への配慮

ゴミの分別と再資源化の推進

## 第6 函館市南茅部ふるさと文化公園

### 1 管理業務区域

函館市南茅部ふるさと文化公園（函館市尾札部町1589番地ほか）

### 2 管理日程の計画

受託者は、あらかじめ管理業務工程表を提出し、教育委員会の承諾を得るものとする。

### 3 管理作業日報等の提出

作業内容について、作業日報等を提出すること。

### 4 職員の配置について

南茅部プールに配置される職員が受付、施設の維持管理等を兼務できる。

### 5 管理業務内容

#### (1) 施設の維持管理に関すること

##### ① 冬季休止施設の開・施錠

ア 公衆便所、アンダーパスの開・施錠【1回/年】

##### ② 冬季における一部施設の使用休止・再開作業

ア バーベキューハウス、公衆便所、水飲台の止水および給水作業等の実施【1回/年】

##### ③ 施設の日常清掃等

ア 敷地内のゴミ拾い【1回/2日】

イ バーベキューハウス、公衆便所の清掃【1回/2日】

##### ④ 緑地の管理

ア 敷地内の草刈りおよび処分（枯葉等の除去を含む）【随時】

イ 敷地内の樹木管理【随時】

##### ⑤ 施設の破損、汚損箇所の有無の点検および簡易修繕

ア バーベキューハウス、公衆便所、遊具、駐車場、ベンチ、備品等の異常の有無の点検等【1回/日】

##### ⑥ 備品等の管理

ア 公衆便所用具庫の整理整頓【随時】

##### ⑦ 駐車場の整理等

ア 車両の監視を行うとともに、必要に応じて誘導を行うこと【随時】

##### ⑧ 管理日誌の記載

ア 管理状況、汚損、破損その他特記事項の記録【1回/日】

##### ⑨ 遊具の管理

遊具の維持管理にあたっては、「都市公園の遊具における安全管理に関する指針：国土交通省」に留意すること。

##### ⑩ 保守管理業務

公園の適正な運営を図るため、別紙に基づき、以下の保守管理業務を行うこと。  
ただし、法定点検等の管理業務を行う上で、関連する法規がある場合は、それらを遵守すること。

ア し尿浄化槽保守点検

(浄化槽法第8～11条)

イ 公園遊器具点検

(遊具の安全に関する基準(JPFA)に基づく)

ウ 公衆便所自動扉保守点検

エ 公衆便所衛生器具凍結防止業務

⑪ 利用者の安全管理

利用者にとって安全で快適な施設利用を確保すること。

(2) 利用者に関すること

① 窓口業務およびサービスの提供に関すること

利用者への案内、設備および貸出物品の説明

② 施設の使用許可等に関すること

施設の使用受付、許可等

③ 各種大会・教室等の日程調整に関すること

学校および競技団体等との大会・教室等に係る会場使用の調整

(3) 報告に関すること

① 利用状況等に関すること

毎月終了後、利用状況報告書および業務実施報告書を作成・提出

② 業務実施予定に関すること

次月の業務実施予定書を作成・提出

③ 実績報告書等に関すること

毎年度終了後、実績報告書および収支報告書の作成・提出

④ 自己評価に関すること

毎年度終了後、自己評価シートの作成・提出

⑤ 業務計画書等に関すること

次年度の業務計画書および収支予算書の作成・提出

(4) 公金収納業務を指定管理者に委託に関すること

① 公金の収納に関すること

使用料の収納および市への払込等

(5) その他の業務に関すること

① 災害および事故発生時等の緊急時の対応

② 利用者および住民からの意見、要望等への対応

利用者アンケートの実施および結果報告等

③ その他必要な業務 ほか

(6) 環境等への配慮

ゴミの分別と再資源化の推進

## 【別紙】南茅部ふるさと文化公園の保守管理業務

### 1 し尿浄化槽保守点検業務

#### (1) 設備の概要

- ① 合併処理浄化槽（接触バッキ式） 160人槽

#### (2) 業務内容

浄化槽の機能維持のため、下記のとおり保守点検を実施する。

- ① 保守点検【12回/年】
- ② 水質検査【2回/年】
- ③ 消毒液（次亜塩素酸ソーダ補充）【20kg/年】
- ④ 汚泥調整【33m<sup>3</sup>/年】
- ⑤ モーターオイル補充【4ℓ/年】

### 2 公園遊器具点検業務

#### (1) 施設の概要

- ① SHIPアドベンチャーコンビネーション遊具 1基
- ② ブランコ 1基
- ③ スプリング遊具 6基
- ④ コンビネーション遊具 5基

#### (2) 業務内容

- ① 「遊具の安全に関する規準：社団法人日本公園施設業協会（JPF A）」に基づく点検【1回/年】

### 3 公衆便所自動扉保守点検業務

#### (1) 設備の概要

- ① 片引自動扉（正面玄関出入口） 1基（ナブコシステム製 DS-11 型）

#### (2) 業務内容

- ① サッシ部、懸架部、動力作動部、制御装置、センサー部、電気回路等の保守点検【2回/年】

### 4 公衆便所衛生器具凍結防止業務

#### (1) 設備の概要

- ① 大便器 7個
- ② 小便器 3個
- ③ 手洗器 5個
- ④ 掃除流し 1個

#### (2) 業務内容

- ① 止水および凍結防止作業
  - ア 水洗器具等を分解し、完全な水抜き作業を実施【1回/年】
  - イ 不凍液の補充【5回/年】

② 通水・器具調整作業

ア 水洗器具等の取付，通水調整【1回／年】

5 緑地および樹木管理業務

(1) 業務内容

① 樹木剪定

樹木の剪定については3年周期で行い，各年度ごとの剪定場所等については，市と協議すること。

剪定後に出た枝等は処分すること。

樹種に応じた樹形を保つため，樹形全体のバランスを考えながら，剪定すること。

ア サクラ 幹周＝60cm未満（40本）

イ 〃 幹周＝60cm以上（30本）

ウ オンコ 樹高＝100～200cm（19本）

エ 〃 樹高＝200～300cm（6本）

オ クロマツ 幹周＝60cm未満（7本）

カ 〃 幹周＝60cm以上（9本）

キ ツツジ（2，403本）

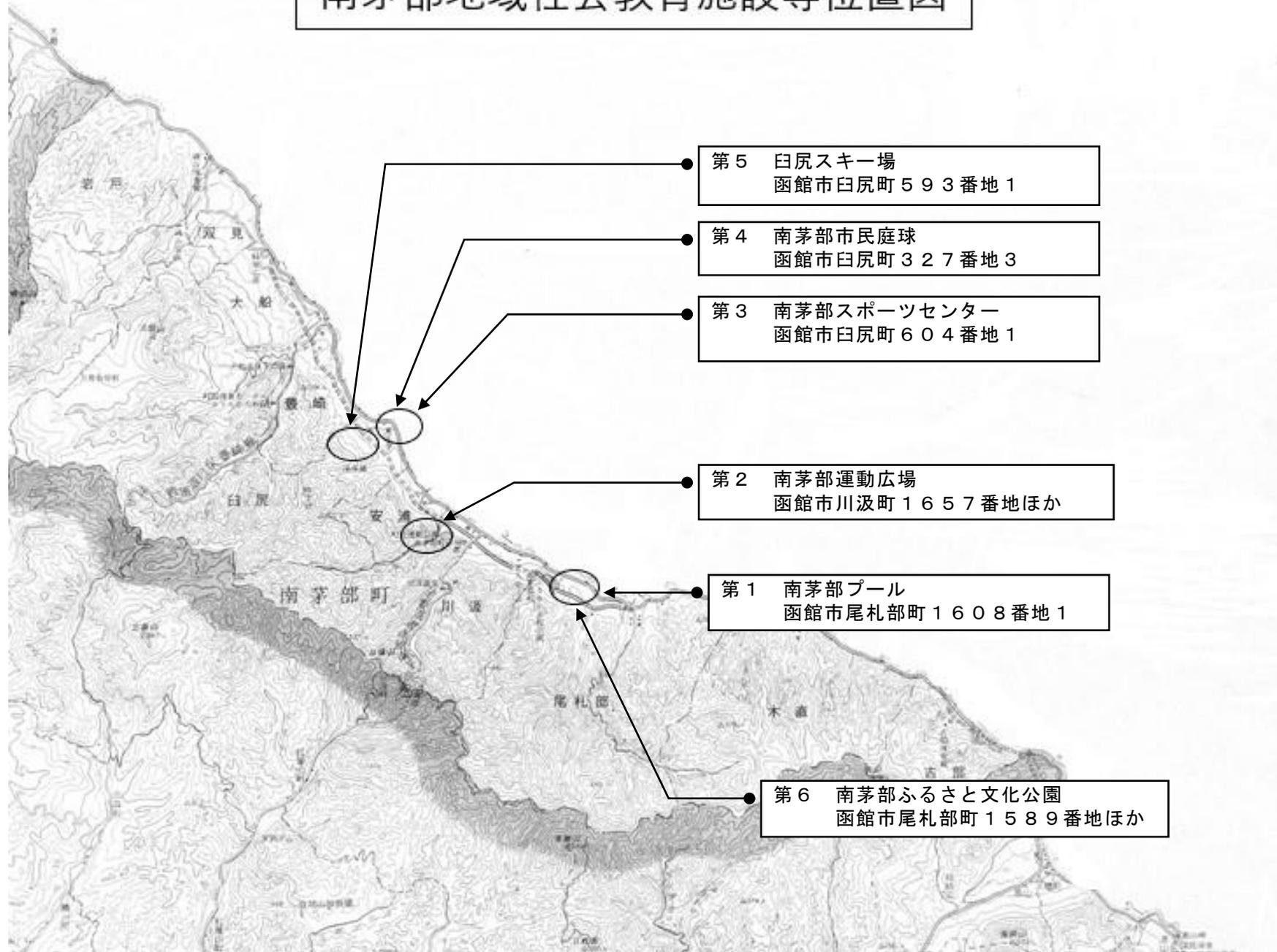
ク サツキ（228本）

ケ ニシキギ（364本）

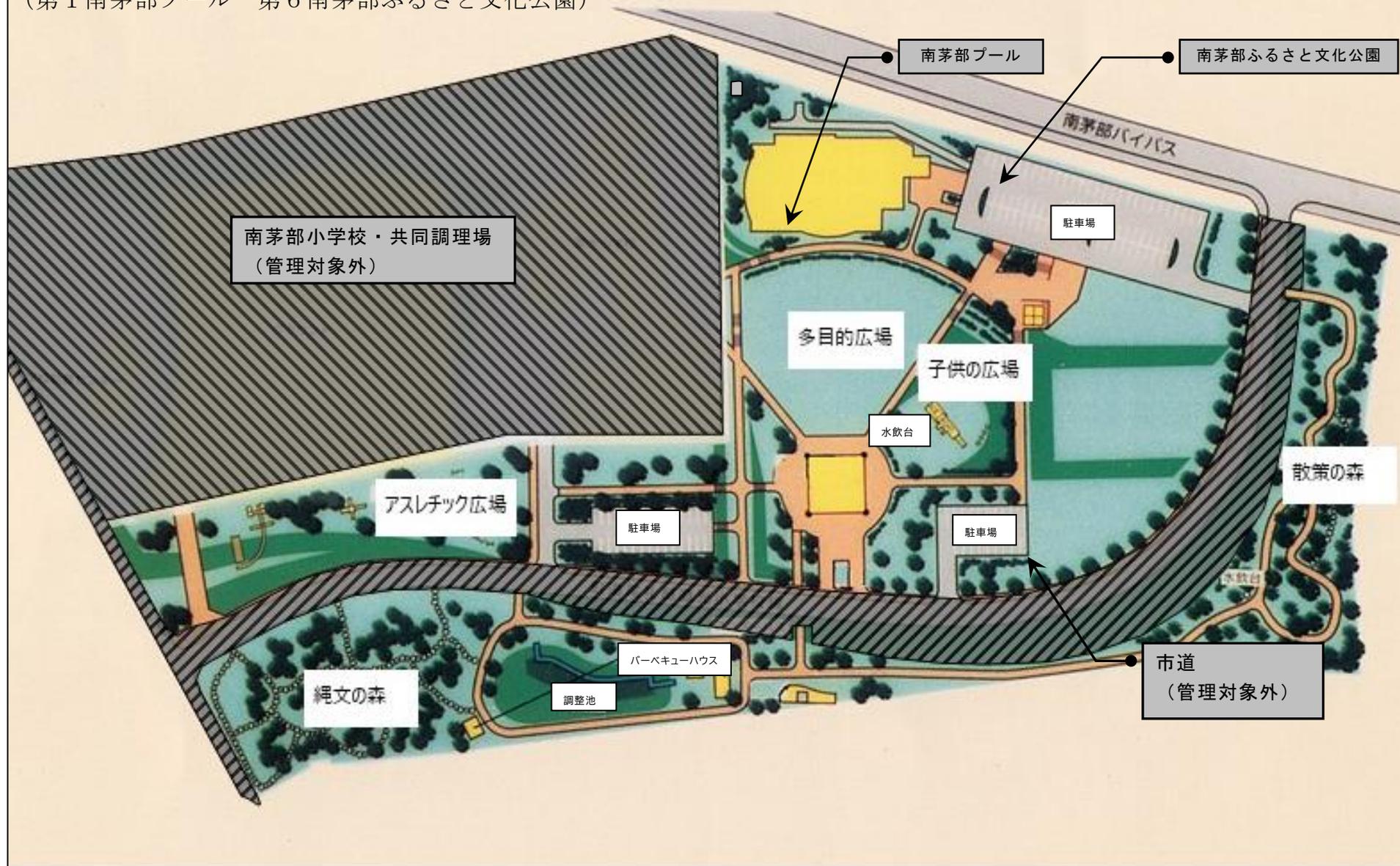
コ アジサイ（42㎡）

サ モンタナハイマツ（70㎡）

# 南茅部地域社会教育施設等位置図



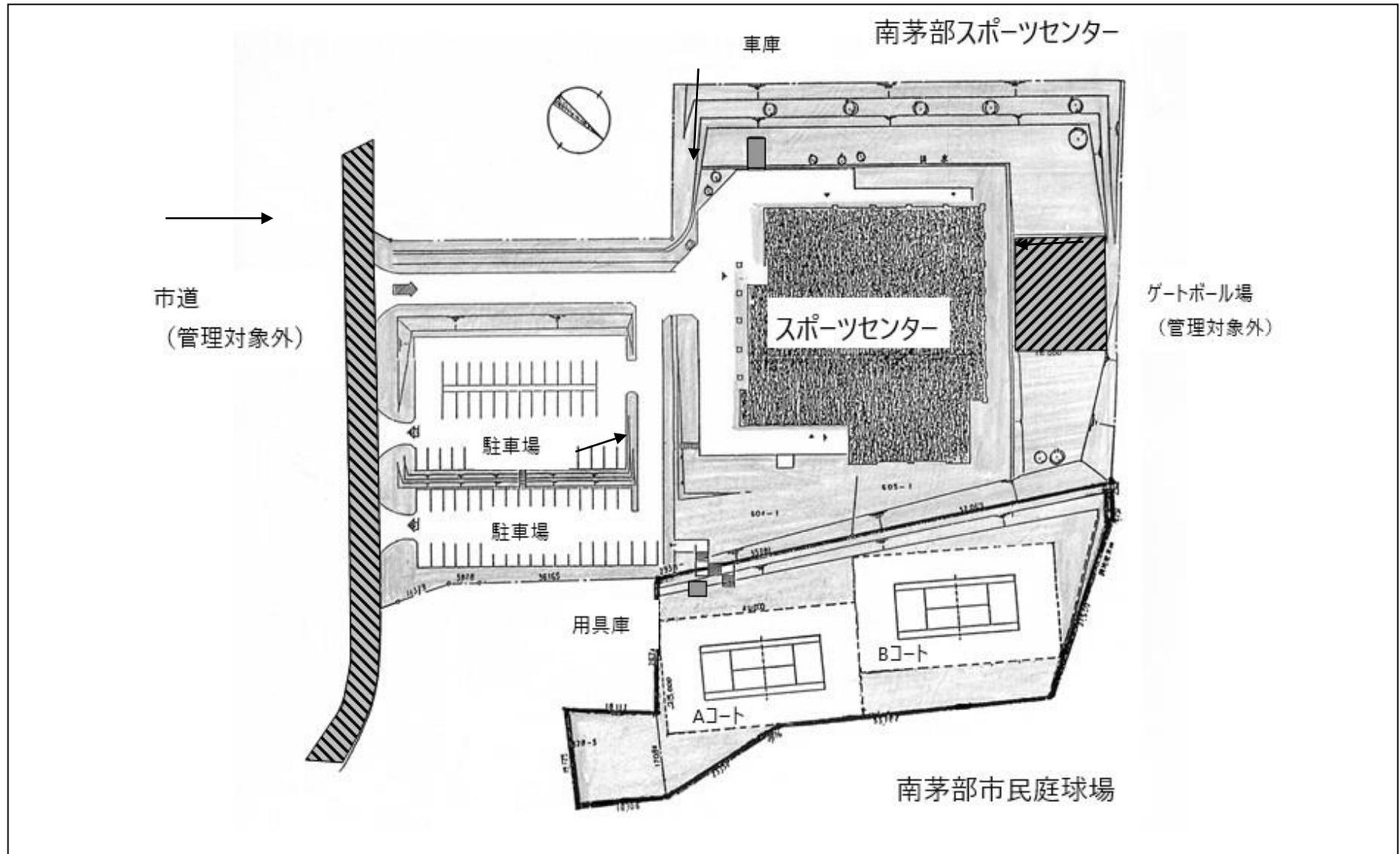
(第1南茅部プール 第6南茅部ふるさと文化公園)



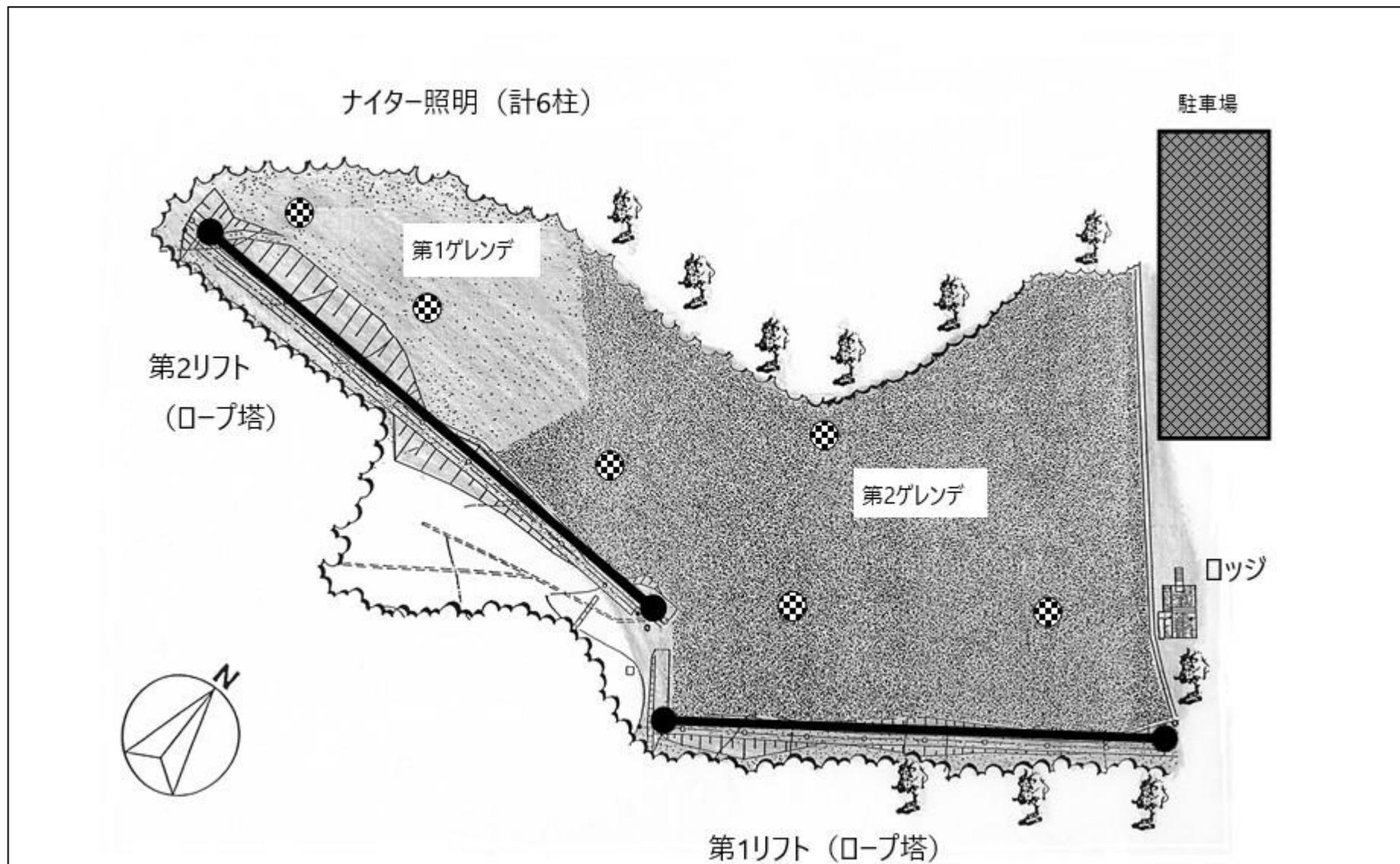
(第2 南茅部運動広場)



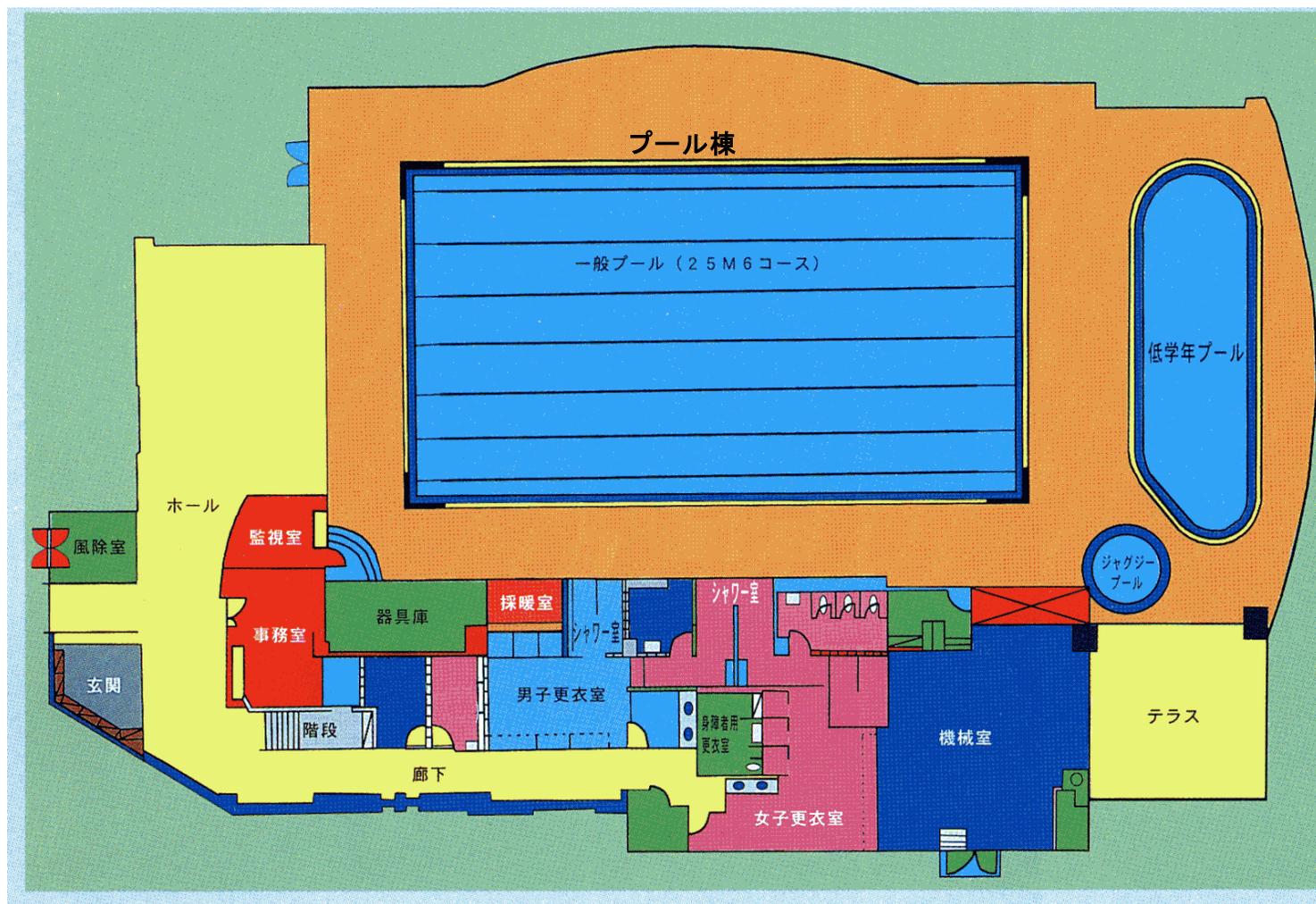
第3 南茅部スポーツセンター ・ 第4 南茅部市民庭球場



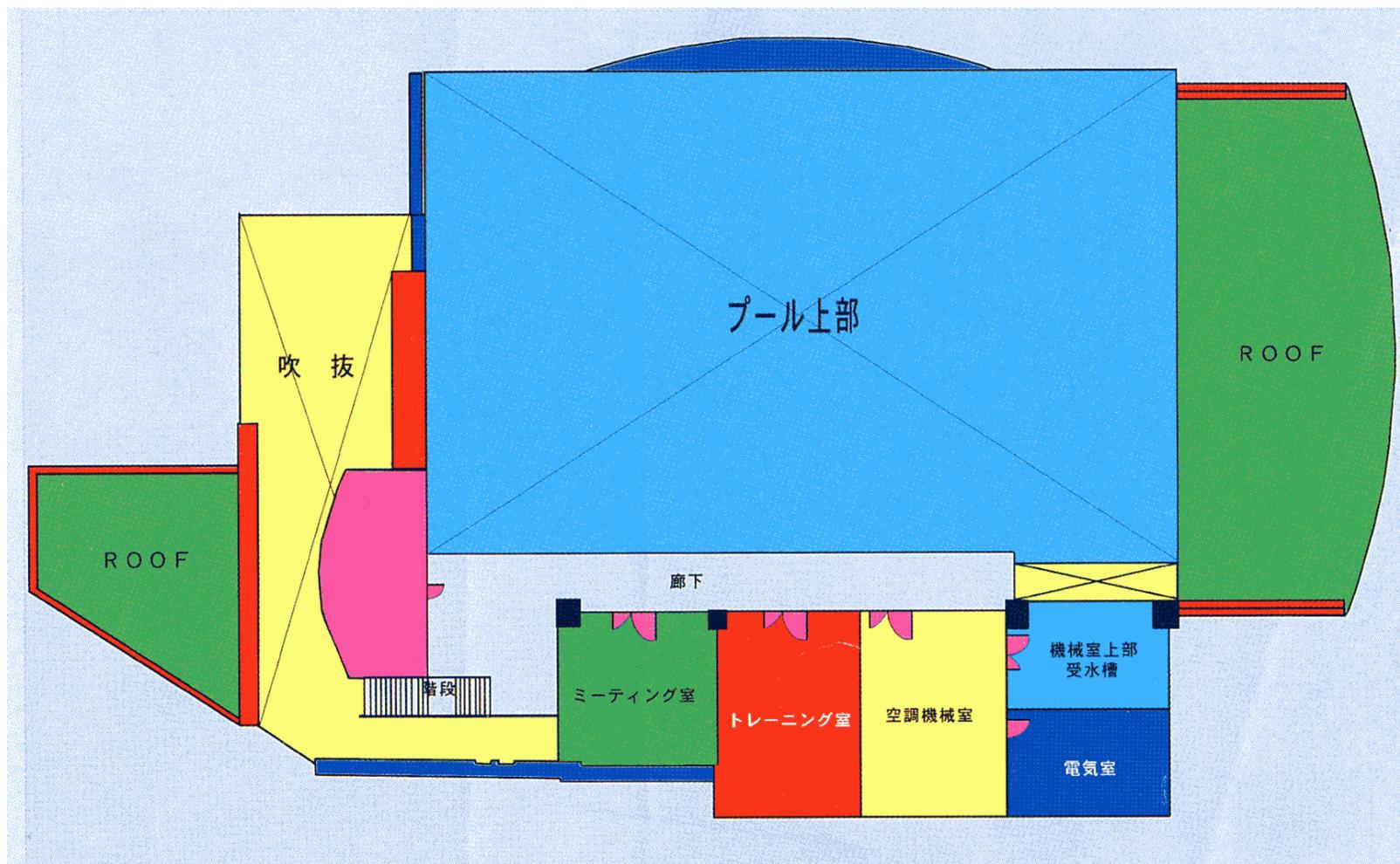
(第5 白尻スキー場)



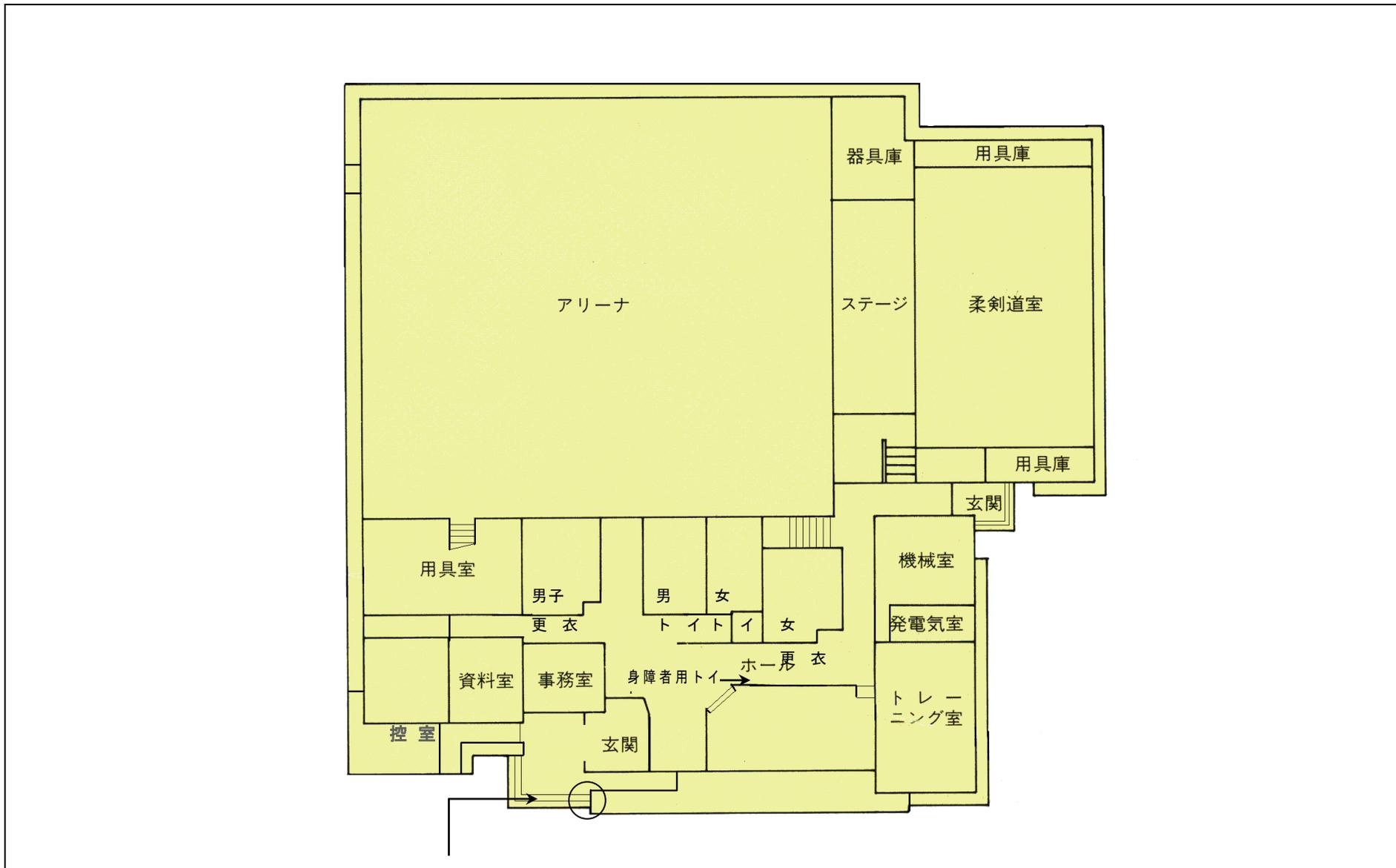
(第1 函館市南茅部プール【1階】)



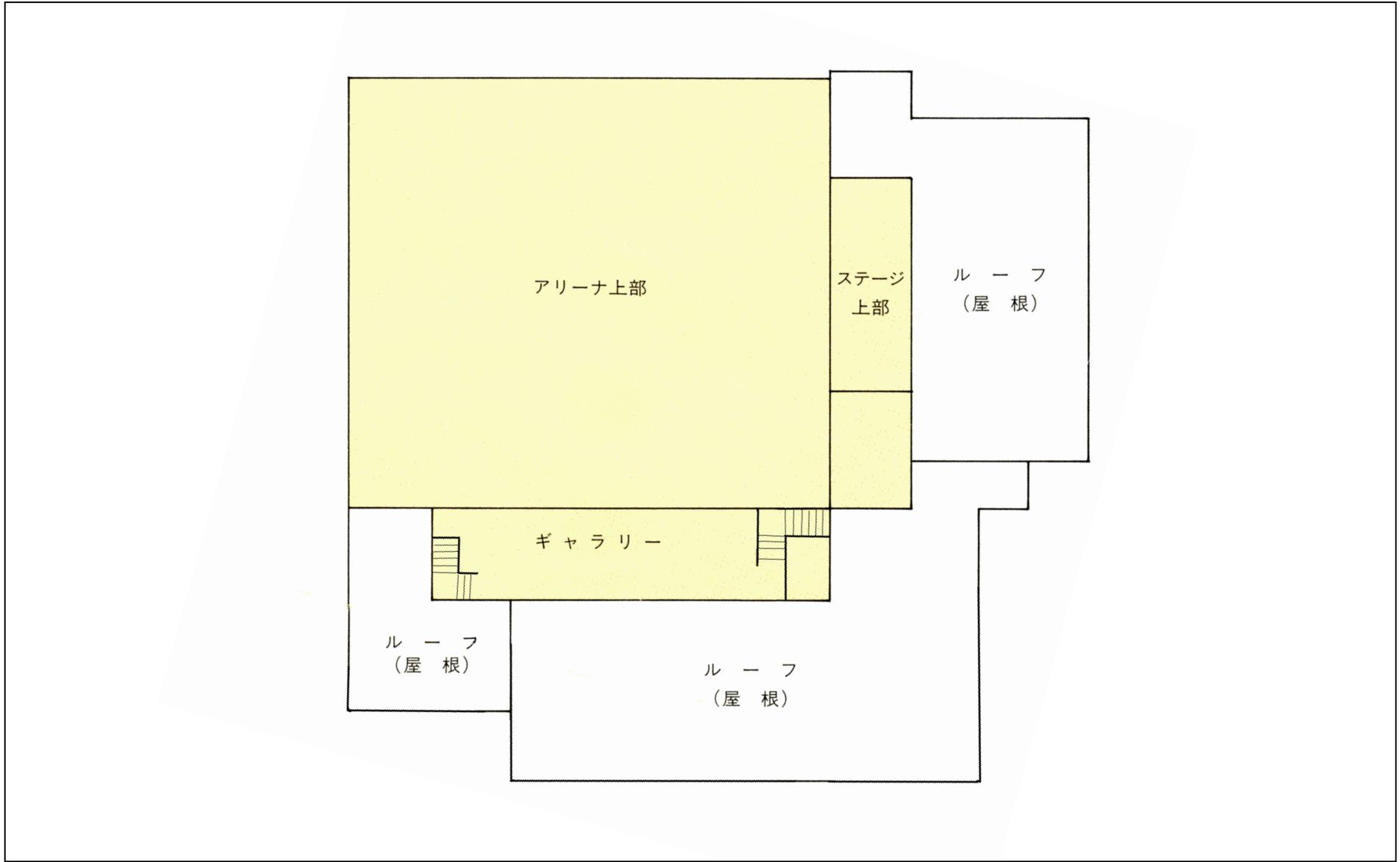
(第1 函館市南茅部プール【2階】)



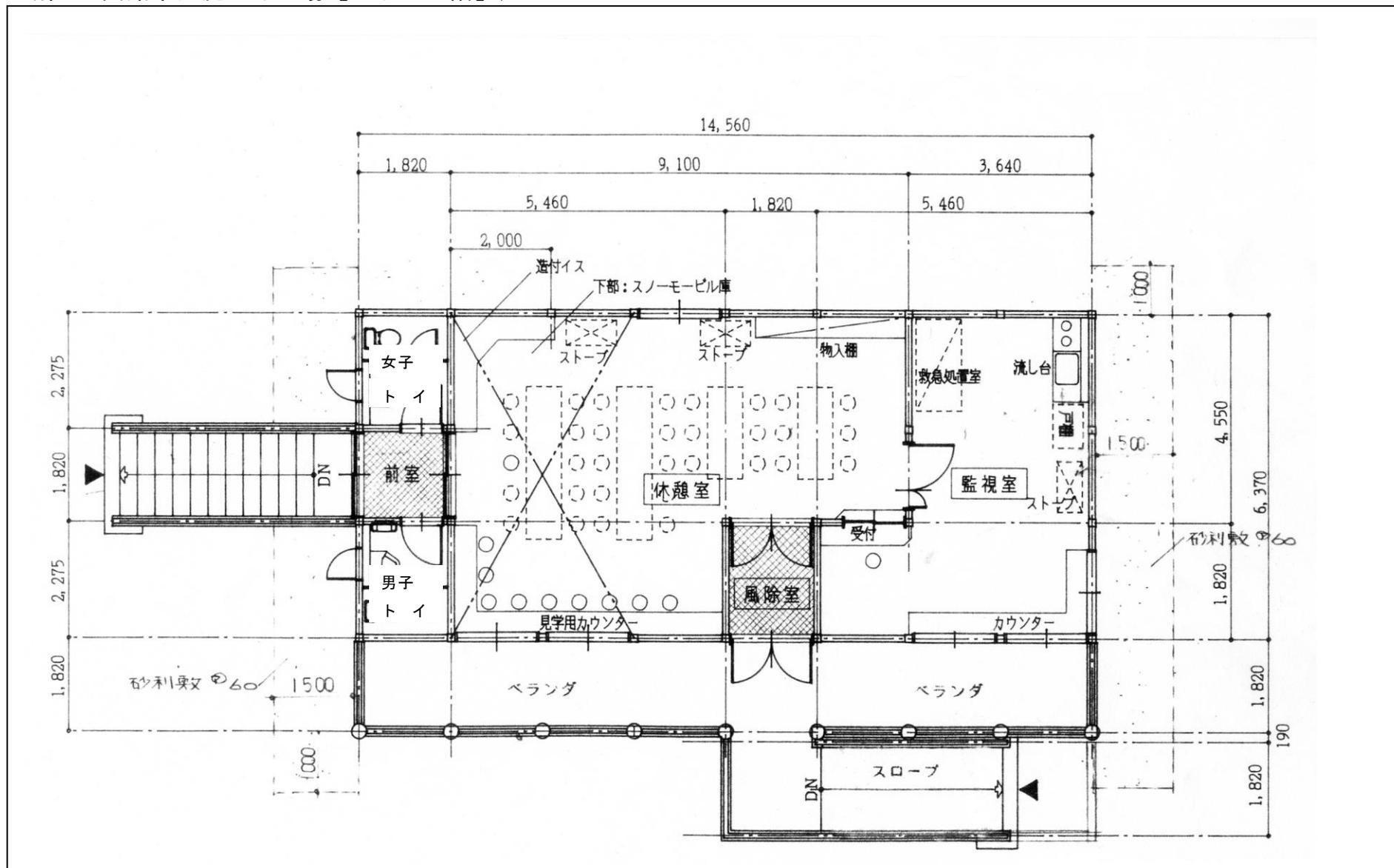
(第3 函館市南茅部スポーツセンター【1階】)



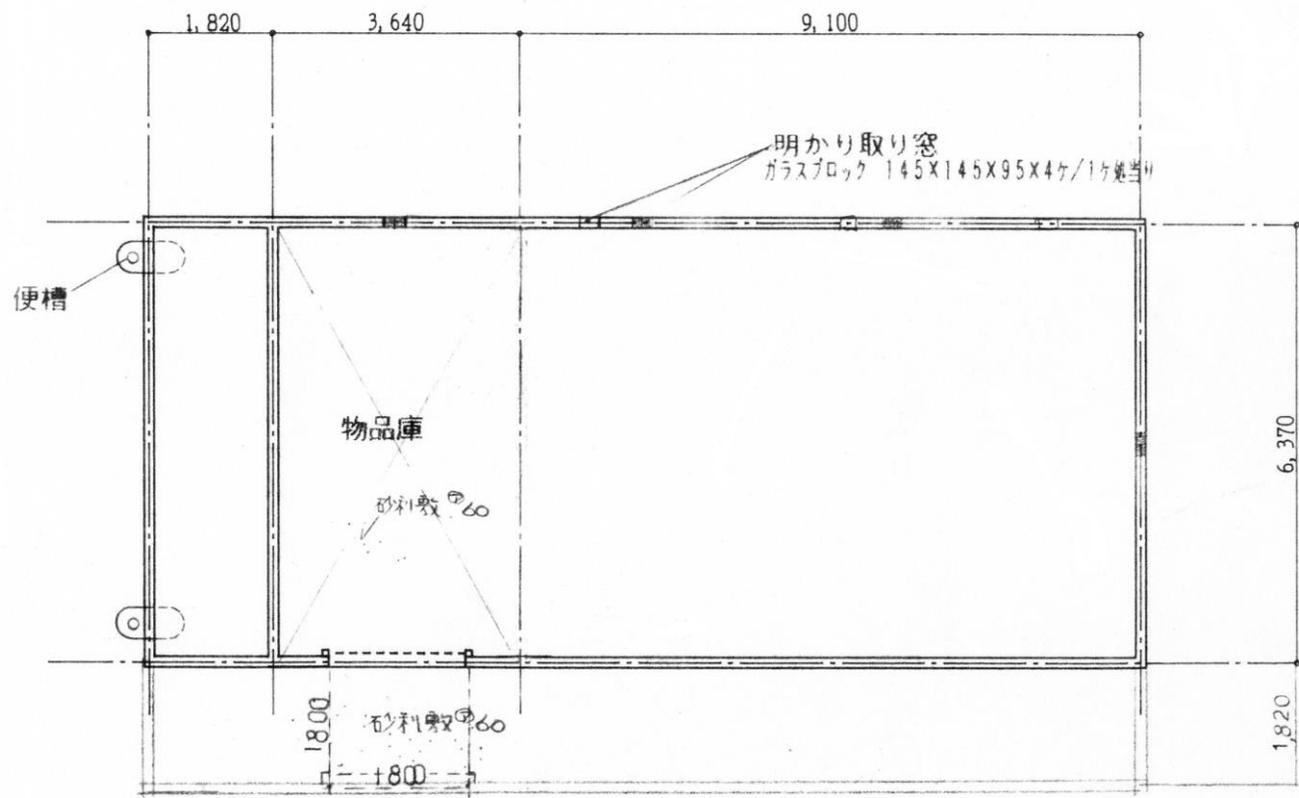
(第3 函館市南茅部スポーツセンター【2階】)



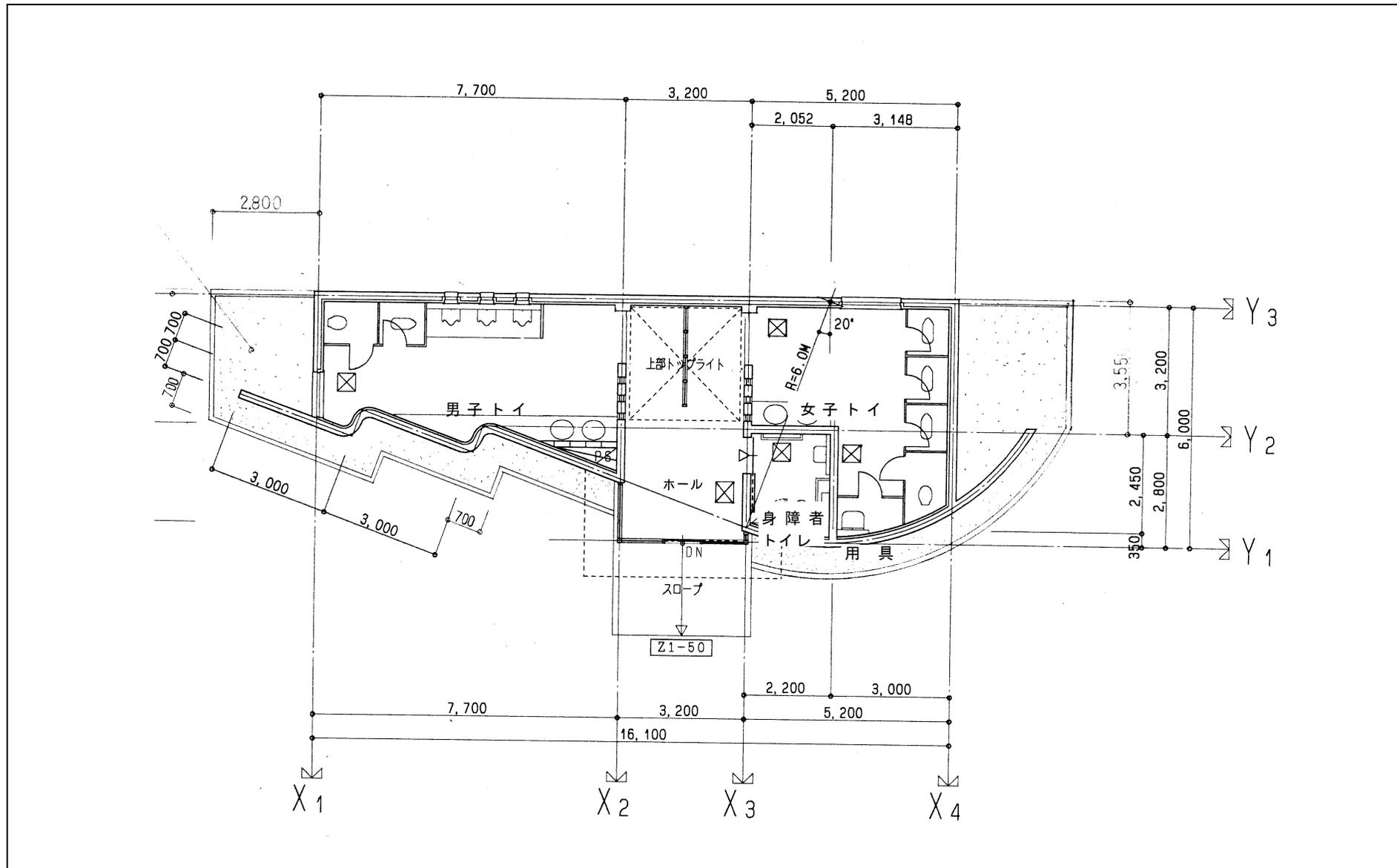
(第5 函館市臼尻スキー場【ロッジ1階】)



(第5 函館市臼尻スキー場【ロッジ地下】)



(第6 南茅部ふるさと文化公園【公衆便所】)



## 備 品 一 覧 表

### 1 函館市南茅部プール

物 品	数 量	備 考
プール全自動クリーナー	1	
券売機	1	
折りたたみ机	4	
プールフロアー	2 4	
傘立て	1	
スポーツタイマー	2	(うち1つは車庫)
ポリッシャー	1	
救急用酸素蘇生機	1	
救急箱セット	1	
残留塩素測定器	1	
コースロープ巻取器	2	
監視台	2	
米式タンカ	1	
プールサイドベンチ	4	
プールサイド椅子	1 0	
トランジスターメガホン	1	
ハンド型ワイヤレスマイク	1	
タイピン型ワイヤレスマイク	1	
音響ワゴン本体	1	
音響ワゴン持続パネル	1	
音響ワゴンCDプレーヤー	1	
音響ワゴンダブルカセットデッキ	1	
響ワゴンシステムアンプ	1	
音響ワゴン800MHワイヤレスチューナー	1	
テレビ	2	
食器棚	1	
応接テーブル	1	
長椅子	1	
脚立	3	
更衣ロッカー(鍵なし)	1 0	
移動黒板	1	
診察台	1	
スモーキングスタンド	1	
掃除機	1	
コートハンガー	1	

物 品	数 量	備 考
データファイル保管庫	1	
事務用机 (片袖)	5	
ベンチ	2	
会議用テーブル	6	
ロビーベンチ	6	
ロビーチェア	4	
貴重品ロッカー	1	
書類ロッカー (カウンター下用)	1	
掃除用カート	1	
更衣ロッカー (鍵あり)	2	
書類ロッカー	1	
事務用椅子	5	
テーブル	1	
親子電話機	1	
カラーマット	2	
エアロバイク	2	
用具スタンド	1	
用具収納籠	3	
救命用浮き輪	2	
ビート板用スタンド	1	
パイプ椅子	49	
丸椅子	1	
ヘルスマーター	1	
温湿度計	3	
掲示用スタンド	8	
アルミはしご	1	
パソコン	1	
ドーム型テント6人用	10	
ドーム型テント5人用	4	
ドーム型テント2人用	4	
寝袋	30	
寝袋 (別種類)	10	
アルミベンチ	6	
キャンプマット	20	
蛍光ランタン	9	
FAX付きプリンター複合機	1	
冷蔵庫	1	

物 品	数 量	備 考
CDコンポ	1	
システムストップウォッチ	3	

## 2 函館市南茅部運動広場

物 品	数 量	備 考
スポーツトラクター	1	グラウンド整備に利用可能
バイブロエアレーター（レベラ付）	1	スポーツトラクター用
トルー・ローラー	1	〃
フロントウェイト	1	〃
トーコーローラー用ブラシ	1	〃
ロータリーモア	1	〃
刈屑拾集システム	1	〃
ハードレイキ	1	〃
除草ローター	1	〃
グラウンドマット	1	〃
フロントブレード	1	〃
トーコーレベラー	1	〃
サイドボード	1	
掃除用ロッカー	2	
ガスレンジ	2	
号令台	1	
表彰台	1	
ハードル運搬車	1	
ライン引用ラック	1	
走高跳用バー	1	
走高跳用スタンド	1	
事務用机（片）	1	
折りたたみ机	19	
ベンチ	16	
くず入れ	8	
ジャッジスタンド	1	
刈払機	1	
メカニック工具セット	1	
ストッカー	1	
スポーツシート	6	
得点板	2	
バットスタンド	2	
野球用カウント表示板（カウンターボックス）	2	
サッカーゴール	1	
パイプ椅子	52	
一輪車	2	
FAX付き電話機	1	

メジャー巻器	1	
物 品	数 量	備 考
CDラジカセ	1	
集会用テント	2	

### 3 函館市南茅部スポーツセンター

物 品	数 量	備 考
ピンスポット	1	ギャラリー
バスケットゴール（移動式）	1	用具庫
トランポリン	2	用具庫
トレーニング機器（連結式コンビネーションマシン）	1	トレーニング室
ステアマスター	1	トレーニング室
バーベル（ダンベル）用ゴムマット	10	トレーニング室
イストマシン	1	トレーニング室
ダンベルセット（14個）	1	トレーニング室
ダンベルラック	1	トレーニング室
アブドミナルボード	3	トレーニング室
実習台	6	資料室
長椅子（4連結）	5	玄関ホール
物品棚	1	用具庫
書棚	3	資料室
スチール書棚	1	事務室
キャビネット	1	事務室
サイドキャビネット	1	事務室
展示用ケース	2	玄関ホール
掃除用ロッカー	3	男女ロッカー室・台所
掃除用総合ロッカー（大）	1	用具庫
更衣ロッカー	10	男女ロッカー室
ロッカー	1	用具庫
冷蔵庫	1	台所
ベット（折りたたみ式）	1	用具庫
パンフレットスタンド	1	玄関ホール
体重計	1	用具庫
背筋力計	1	用具庫
垂直跳測定器	1	銃剣道室
昇降運動踏台	2	トレーニング室
脚立	2	用具庫
移動階段	1	用具庫
器具運搬車	1	用具庫
手押車	2	用具庫
ソフトマット	2	用具庫
スポンジ入りマット	3	用具庫
カラーマット	5	柔剣道室
フローシート巻取り機	1	ステージ下

フローシートハンガー	1	用具庫
物 品	数 量	備 考
フロアシート巻取りバー	1	用具庫
フロアシート	2 1	用具庫
審判台	2	用具庫
バスケット得点板	2	用具庫
行事案内板	1	玄関ホール
テニス支柱	2	用具庫
バドミントン支柱	5	用具庫
ボール整理籠	4	用具庫
フラットベンチ	1	
ハンドボールゴール	1	ステージ下
跳び箱	3	
踏切板	1	
ポールバー整理台	1	用具庫
鉄棒	1	
陳列ガラスケース	1	玄関ホール
卓球台	2 0	用具庫
引きロープ	1	用具庫
小中学生用綱引きロープ	1	用具庫
綱引きロープ巻取器	1	用具庫
カメラ	1	事務室
バレーボール用セフティーカバー	1	用具庫
2連アルミはしご	1	ステージ下
掲示用ピンレスボード	1	玄関ホール
スマイルボーリング	5	用具庫
掃除機	1	用具庫
ステージ用階段	3	放送室
事務用机	3	事務室
折りたたみ机	1 7	放送室・柔剣道室
長椅子	1 0	男女ロッカー室
移動ステージ	1 2	用具庫
バドミントン用得点板	5	用具庫
バレーボール支柱	2	用具庫
バウンドテニス	2	用具庫
バドミントン支柱（キャスター付）	1	柔剣道室
ウォータークーラー	1	玄関ホール
サークルテープライナー（ラインテープ円形引き用具）	1	用具庫
パイプ椅子	3 0 7	
パソコン	1	
ガスレンジ	1	
丸形ストーブ	1	
ファックス付き電話機（子機1台付き）	1	
F A X付きプリンター複合機	1	

ビデオ	1	
物 品	数 量	備 考
事務用椅子	3	
デジタルタイマー	2	放送室

#### 4 函館市南茅部市民庭球場

物 品	数 量	備 考
テニスネット	2	
審判台	2	

#### 5 函館市白尻スキー場

物 品	数 量	備 考
スノーモービル	1	
卓上アンプ他	1	
食器戸棚	1	
ガスコンロ	1	
カウンターデスク	1	
ストーブ	3	
休憩用テーブル	6	
コンケストハンドピストドリル	1	
救助用タンカ	1	
移動式黒板	1	
丸椅子	40	
パイプ椅子	9	
折りたたみ机	6	
くず入れ	2	
ゴミ箱	5	
掃除用ロッカー	1	
務用椅子	1	
パネルヒーター	4	
運搬用ソリ	2	
綱引きロープ	1	
カラー大玉	4	

#### 6 函館市南茅部ふるさと文化公園

物 品	数 量	備 考
両面ポール型時計	1	
自走式草刈機（自走式ロータリーモア）	1	

各施設の年度別利用者数および使用料実績

区 分		R2	R3	R4	R5	R6	
南茅部プール	利用者数(人)	5,332	7,294	7,500	6,650	7,418	
	使用料(円)	163,050	209,000	175,700	181,600	176,100	
南茅部 運動広場	グラウンド	利用者数(人)	803				
		使用料(円)					
	野球場	利用者数(人)	2,047	1,674	1,055	1,996	1,639
		使用料(円)					6,180
	計	利用者数(人)	2,850	1,674	1,055	1,996	1,639
		使用料(円)					
南茅部スポーツセンター	利用者数(人)	7,648	7,639	6,653	6,378	8,348	
	使用料(円)						
南茅部市民庭球場	利用者数(人)	2	33	15	0	0	
	使用料(円)						
臼尻スキー場	利用者数(人)	1,468	1,490	914	670	538	
	使用料(円)						
南茅部ふるさと文化公園	利用者数(人)	2	9	472	345	278	
	使用料(円)						
総 計	利用者数(人)	17,302	18,139	16,609	16,039	18,221	
	使用料(円)	163,050	209,000	175,700	181,600	182,280	